

第10日目（12月11日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席、副市長から公務のため早退の届けが出ておりますので報告いたします。

傍聴の皆様には早朝より大変ご苦労さまです。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位13番、議席番号8番・永井拓三君。

○永井拓三君 おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問を始めます。

南魚沼市の環境共生について

今回の質問は大項目1つ、南魚沼市の環境共生についてです。

南魚沼市は3年前、学校図書の理科の教科書におきまして、日本の標準的な四季の移り変わりを、大巻地区から撮影した八海山の写真で紹介されるほどの自然豊かな地域です。春になれば日本の原風景ともいえる稲作の様子が見られ、夏はその稲が緑のじゅうたんのような景色で、グリーン・ツーリズムという言葉にふさわしい雰囲気を楽しめます。また、秋になれば稲の収穫や紅葉といった、これもまた日本らしい自然景観を満喫することができます。そして、12月となれば稲を刈られた水田に霜が立ち、やがて真っ白な世界が3か月ほど続きます。雪は水となり地域を潤し、私たちの生きる糧となることを感じることができます。

その自然環境もかつてのような循環と大きく変わり、最近では冬でも雨が降るといったような現象も起きています。かつて私は南岸低気圧の降雪を研究したことがあり、2002年の当時に学会で発表したものは、一冬で約20回ある降雪のうち、13%で降雨を伴うものがあるという結果を導き出しました。現在ではそれが18%まで上昇していることが、ここ3年の再検証でわかりました。つまり、17年間で気象は大きく変化し、最近の日本気象学会で発表された論文によると、マッデン・ジュリアン振動の影響で、日本海の海水温の上昇が起き、水蒸気量の増加が起き、雨や雪が短期間で大量に降ることによる災害が起り得ることまで予測されています。

このような環境変化は日々進んでおり、これは私たちには感じにくい変化として自然界に影響を及ぼしております。このようなことが野生動物にも影響し、現在私たちが抱える熊の問題に発展するなど、ついには生活と密着するところまで迫ってきました。このような環境変化に基づくさまざまな問題に対して、南魚沼市としてどのように向き合っているか。そして、どのように今後の問題解決を考えているか。以下のように問います。

1、有害鳥獣対策とその将来展望はいかに。2、環境共生についての初等・中等教育の方針はいかに。3、行政施設の電力消費量と二酸化炭素排出量の関係はいかに。4、計画中の

ごみ処理施設の環境負荷はいかに。5、新旧ごみ袋の環境負荷とコストの相関はいかに。

壇上からは以上です。

○議長 長 永井拓三君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 おはようございます。それでは早速、永井議員のご質問に答えてまいります。

南魚沼市の環境共生について

まず最初に、有害鳥獣対策と将来展望という項目であります。教科書の話が出ました。稲作については、非常にありがたいことですが、全国版の教科書で大変ページ数も割いて稲作のことについて、大巻の地区の農家に取り上げられておりました。ごらんになりたい方は私のところに資料がありますが、大変すばらしいことだと思っています。いろいろなことで自然の中でも、南魚沼市が取り上げられることは大変ありがたいことだと思っています。が、ゆえに、守っていかなければいけないということも使命感を持っているわけですが、よろしくお願ひします。

有害鳥獣による被害が増加しているということについては、さまざまな原因が考えられます。先ほど、自然の大きな温暖化も含めた影響ということを議員はご指摘ですが、1つには私は里山が放置をされ続けてきたことがあると思っています。かつては煮炊き、それから暖を取るものも含めて薪炭林としての機能、入会林野もあったわけでありまして、そういうことが全てこの地域の環境をつくってきました。燃料として定期的に里山の樹木を伐採し続けてきたこと、そしてその再生もそれで行われてきたこと、こういったことがあったと思います。このことが野生鳥獣と人間との、私どもの生活域と、きちんと境界線をつくり出し、それぞれの住み分けを可能にしてきたものと思います。当然触れ合う部分はあったわけだと思ひますが、可能にしてきたと思ひます。

里山を放置してきたこと、これはもう原因はわかり切っているので、ここで縷々述べませんが、人家のすぐ近くまで野生動物の生息域が広がってしまいました。そして、栄養価の高い果実や作物を採取したその動物たちの経験値が蓄積されていっていること。慣れてきているという言い方もします。鳥獣被害が拡大し、それによって今の被害が拡大してきたものと考えています。

また、1つには食としての部分もあったわけでありまして、私の父も当時は地域では、熊撃ちの名人といわれておりましたが、そういう狩猟者の減少、今これがまことに言われているところでもあります。それによる捕獲数の減少というのも、それぞれの動物たちの個体数の増加につながっているものと考えているところでもあります。

現在、市において鳥獣被害をまず防止し、野生動物との共生を可能とする方策として行っているのは、野生動物と人間との間に新たな境界線をつくることを進めています。猿については、例えば電気柵の設置がかなり有効ということはここで何度も議論されております。電気柵設置のところは、ほとんどそういう被害が見られなくなっているということでござい

す。

かつてのような里山を再生させる取り組みにも着手しております。被害数が増加をした場合には、猟友会の皆さんなどによる、これを捕殺など——あまり使いたくない言葉ですけども、これも必要となりますが、現在ようやく、この森林に手が入ってきた。国もかじを切って、森林環境譲与税の創設がようやく実現化したところでもあります。将来的には、これらを活用した里山などの環境整備。市にとってはこれも利用しながら、そしてさらにはバイオマスの、ここでもいろいろな議論がありますけれども、こういったものを合わせながら、人と動物の共存を図っていくことが理想であると考えているところでもあります。そのような方向に、ぜひ、向かっていきたいと考えているところでもあります。

2つ目のご質問については、この環境共生についての初等・中等教育、これは教育部のほうから答えてもらいますので、よろしく申し上げます。

3番目の質問に進みます。行政施設の電力消費量、そして二酸化炭素排出量の関係というお尋ねでありますので、お答えします。電力消費量と二酸化炭素排出量の関係は、発電に使用される燃料に左右されると思います。永井議員もご存じのとおり、発電所での二酸化炭素排出量の少ない発電方式は、水力発電、原子力発電、そして地熱発電、加えて再生可能エネルギー、これは例えば太陽光、それから風力、もしくは廃棄物の発電、バイオマス発電などになるかと考えています。再生可能エネルギーは、発電出力が自然エネルギーに左右されるということですから、安定供給源とはなかなかされないということが1つには言われると思います。このため、現在は火力発電所が主体となって電力供給を担っているというふうに考えております。

火力発電は燃料に炭素が多く含まれるため、どうしても燃料の燃焼に伴う二酸化炭素排出の原因になってしまいます。これらのことから、1キロワットアワー当たりの二酸化炭素排出量は、発電を行っている電力会社の皆さんが、どのような方式を組み合わせで発電を行っているかに委ねられているのではないかと思います。そういうことが状況だと思えます。このため、南魚沼市ができることというふうに考えた場合には、まずはいかに電力消費量を抑えるか、これが第1点。第2点目として、電力の契約先をどこにするかということ、その辺を見定めるということだと思えます。

市の施設における電力は、契約電力の多い施設については、経費削減という観点からも競争入札の原則を取り入れておまして、契約の相手方を決定するようにしています。現時点では、また、節電イコール経費削減というふうにもなるため、部分的な消灯、いらぬ電気を消す。そしてLED化を推進しているところでもあります。グリーンエネルギー、いわゆる再生可能エネルギーのなるべく優先的な購入はしたいわけではありますが、今のところはちょっと行っておりません。価格、予算の点も含めて、今後も情報収集には努めてまいりたいと考えております。今後も引き続き省エネルギーの推進、こまめな節電、それからLED照明の交換を軸に、電力消費量の削減に努めてまいりたいと考えています。

加えて言うならば、例えば、現在、ごみ処理場の推進を図っていらっしゃるわけですけど

も、これらで起こされる電気も、公共、行政も含めたそういったところへの電力供給というふうになれば、これも1つのまたプラスマイナスのずっかえになるようなところもありますが、CO₂削減につながっていくのではないかというふうに考えているところであります。

4つ目のご質問であります。ごみ処理場の環境負荷についてです。新たに建設を計画しております、ごみ処理施設については、現在まで、燃焼方式はストーカ方式を採用したいということを言っています。およその処理量は、まだ具体的には細かくは出ませんが、こういったことを公表してきています。新たな施設は、今ほど言ったストーカ方式という方法でごみを燃焼する計画であります。この方式は、ごみ自身の燃焼火力で安定した焼却ができるという、また、あとは例えば構造がシンプルであることもあるのですけれども、そういったことで採用をしたいということで考えておまして、現在、島新田にある熔融炉に比べまして、建設の経費もそうですが、運転経費も、ともに節減できると考えております。環境への負荷という点では、現在の熔融炉で使用している燃料は、燃やすためにLPガスを使っています。これが年間約600トン使われます。この新しい方式に切りかえた場合には、これが不要になるということがございます。なので、温室効果ガスである二酸化炭素、CO₂の排出量を大きく、年で1,800トンを削減できるものと考えております。

ただし、現在2か所ある処理施設を1か所に統合した場合です。現在考えられている方向でいくと、ごみの搬入にかかる自動車などの走行距離——これもCO₂を排出しています。これらも走行距離が長くなるために、この点ではCO₂の排出量が増加する要素となるかと考えますが、トータルでは、大幅なCO₂の削減に寄与できるものと考えているところであります。

ちなみに、2つが一緒になった場合に、走行距離の増加により、CO₂がどれだけ排出増加するかという我々の推計を出していますが、これは年128トンと考えております。

また、現在も行っておりますが、ごみを燃焼したときに発生する熱を、電気エネルギー、あるいは温水として有効活用する計画であります。先ほど申し上げました。化石燃料による発電、加温に置きかえた場合、これもCO₂の削減に寄与できる部分だと考えております。

現在、もう、島新田は一部そういうふうに行っているわけですが、魚沼市はやっておりません。近年、発電効果も向上してしまっていて、さらに進めることができるのではないかと思います。環境負荷の低減については、市を挙げて、そして、我々が先に示すことで全体の低下に向けて、総力を挙げてやっていく必要があると考えています。

5番目のご質問の新旧ごみ袋の環境負荷、コストの問題であります。市の指定ごみ袋、これが平成30年度まで100%がポリエチレン製で製造しておりました。魚沼市にごみ処理を委託している大和の地域の皆さんは、小出に持って行っています。これを除く六日町及び塩沢地域、これには湯沢町も加わりますが、この指定袋を今年度後半の製造分、もう既に切りかえているのですけれども、原料の一部に米由来のバイオマス成分を含んだプラスチック製に、要するにバイオプラスチックに切りかえることにしました。これによりまして、非食用米——使うのは食べられるお米ではないのです。再資源化と石油製品の抑制を図ることができまして、ひいては廃棄物の減量化への意識づけ、喫緊の課題であります、現在言われている廃

プラスチックの問題、海洋ごみなどもありますが、これにも意識を向ける契機となることを期待しながら、私どもの市の姿勢を示す意味も含めて、これに切りかえました。

新旧のごみ袋の環境負荷とコストの相関関係です。指定ごみ袋の変更が温室効果ガスの削減にどれくらい効果があるかというこの詳細な数値は、現在算定はされておりませんが、単純に考えますと、指定ごみ袋製造に用いる石油製品であるプラスチック、ポリエチレン製、これが例えば米の含有量である、現在は10%に今、絞っているのですけれども、いろいろな製品はもう50%の含有率、米のプラスチックのですね。そういう製品が出ているのですけれども、今回の袋は10%です。この10%が削減されることになり、今年度は237万5,000枚の指定ごみ袋を製造したということになりますので、年度後半製造分の10%、これが約11万9,000枚分相当のプラスチックが削減されることにはなると、これはわかるわけでございます。これにより、指定ごみ袋燃焼時に発生する二酸化炭素は約10トン削減されると、我々は単純に大づかみで言うともうそういうことかと思えます。

コストとの相関であります。指定ごみ袋の契約単価には製造保管と販売店さんの配送経費などを含んだ契約となっております。契約額を製造枚数で割り算した場合、1枚当たりの単価は平成30年度の11円86銭——11.86円。ちょっと言いにくいですが——から今年度は、12円91銭と若干上がりましたが、袋のサイズごとに製造枚数が異なることや、また消費税の増加分を考え合わせますと、従来とほぼ、同等のものと考えているところであります。

最後にいたしますが、これらのことから今回の指定ごみ袋の変更は、コストをかけずに環境負荷の低減に寄与することができるものと考えているところでございます。

国においても、さまざまなこのごみ指定袋へのバイオプラスチックの使用などを重点戦略の1つとして掲げてきていることから、今後も指定ごみ袋については、バイオマスプラスチック製を継続していきたいと考えております。このことから全て始め、第一歩を始めていこうという思いであります。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、自席において答弁をさせていただきます。

南魚沼市の環境共生について

環境共生についての初等・中等教育の方針はいかに、について答弁させていただきます。答弁の前に、永井議員には年間多数、図書館の多目的室を使っていただいて、環境共生の教室、無料で参加できる保護者も含めての教室を開催していただいて、本当に感謝しております。多くの保護者と子供たちが興味深く参加しているわけでありましたが、12月15日においても、熊の対応を含めての環境共生の教室が開かれます。本当に感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、答弁をさせていただきます。10月の台風19号において洪水に関するさまざまな対策が報道されてきました。その中で「緑のダム」が改めて注目されております。ブナ林を代表とする広葉樹林は、山の補水力を高め、洪水の調整機能を果たし、一方では針葉樹林

はその効果が少ないと言われております。永井議員が言われますように、作用と反作用の関係で述べさせていただければ、里山の広葉樹林やブナ林を切り倒して杉の植林を行ってきたこと、近年、その杉林の管理がなかなか行き届かなくなったことを作用と考えております。

反作用としては、雨水が一気に山を下り、洪水の規模が大きくなったこと。ことしのようにドングリなどの山の恵みが減少し、熊や猿などの山奥に生息していた動物が、私たち人間の生活空間にまでおりてきていることなどではないでしょうか。そこで、このような因果関係については、既に南魚沼市の教育現場でも理科、小学校6年生、中学校3年生の環境教育の単元、並びに総合的な学習の時間を活用して学んでいるところであります。

教育委員会の主要事業の1つに、特色ある学校づくり推進事業があります。これを利用して第二上田小学校では、登川を通した環境学習を進めております。登川の流れや水質と生息する魚や昆虫などの関係を調べ、登川と人々の生活について、昔と今の違いを調査するなど、まさに環境共生について学びを継続しているのが、上田地区であります。同様に栃窪小学校の苧麻の栽培、苧引き体験を通して自然の恵みから麻織物を生産していくという実体験を通して継続して学んでおります。このように、ふるさとの自然や伝統文化等、直にかかわる実体験を通した活動をこれまで継続してきましたが、今後もさらに継続してまいります。

昨日も市長の答弁でありましたが、次期教育基本計画を今策定中であります。新教育長の理念を多く盛り込んでおります。そこで、持続可能な南魚沼市を実現するために、環境共生については力を入れておりまして、国連が提唱するSDGs、持続可能な開発目標の視点を取り入れる必要があるということで認識し、計画を進めております。次期教育基本計画の力点の一つとして、地域の特性を生かした教育を掲げ、自然や文化を守り尊重する態度、ふるさとを愛し世界に発信する力を、特色ある学校づくり推進事業を通して、子供たちに身につけさせたいと考えております。

以上であります。

○議長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

答弁いただきまして、少しずつ変わっていかうとする姿勢が感じ取れたところですけども、1番の有害鳥獣から随時進めていきますが、先ほど里山の放置、里山の再生、住み分けというところで、杉の林の話が出てきました。里山の再生は恐らく本当にこれから10年先、とても重要な課題になってくると思っていて、やはり歴史からひもといてみると、南魚沼は1970年代でもまだまだ炭をつくっていたということだった。そういうところからも炭焼きがなくなっていった、里山が荒廃していった、という一連の流れがあると思うのです。

まきをつくるという作業で、まきを使ったストーブを推進していくというところが、今後増えていけば、そのあたりの問題も解決される。一方で、まきストーブのCO₂の量と、石油ストーブの量、どちらのほうが多いのかということもまた検証しなければいけないとは思いますが、まきストーブを推し進めていって里山の再生をしようと言ったときに、石油ストーブとの二酸化炭素量の比較とかというのは、これまでにされていますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

いろいろ前段はすごく答えようかなと思ったところがいっぱいあるのですが、今のご質問だとちょっと私はわかりかねます。なので、担当課のほうに答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 南魚沼市の環境共生について

そういう比較は行ってはおりませんが、我々の考えでは、まき、自然発生物、木を燃やした場合は、いわゆるカーボンニュートラルという考え方に基づくと、地表面を循環しているだけであると。石油というのは地下から持ってきて、太古の時代のカーボン、地表面に送り出している作用になりますので、石油製品を抑えることについては、地球温暖化には効果があると。今、生えている木を燃やすことは、ただ循環させているだけなので、カーボンニュートラルの考え方からするとゼロであるという考えに基づいております。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

すごく理想的な答弁だったと思います。例えば、移住者にアンケートをとってみると、やはりまきストーブに憧れて、田舎暮らしをするという人たちも出てきているので、実際に、私たちの生活の中にまきがどんどん進めていかれると、より今、言っていたような話が進んでいくと思います。私もいつかは欲しいなどは思うのですが、なかなか手に入らない、なかなか導入できないという現状ではあるので、ぜひ、市の政策としては、それを推し進めながら、地元の材を使ってまきをつくって、地元で消費するというようなことを推し進めてもらいたいというふうに思います。

一方で、山から動物がおりてくるということに関しては、先ほどの答弁の中に緩衝域をつくるということがとても重要だということだと思うのです。緩衝域をつくるに当たり、ことしはブナの実は不作だからとか、果物が不作だからというような話が、よく耳に入ってくるのですが、それは、きちんとした事実に基づいた検証した結果のことなのか、それともただのうわさなのかということが、すごく大きな問題だと思うのです。

例えば、南魚沼市は標準木をどこかの山の奥に持っていて、その標準木のブナの量を見れば、ことしは多いのではないかとか、ことしは少ないのではないかとというようなところがあるのですが、桜が咲くことに関して標準木があるくらいですから、熊が、野生動物が山からおりてくる可能性を予見するための標準木があっても悪くはないと思うのです。そのあたりの効果、検証等も含めて、何か研究をした経験とか、過去とかはありますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

担当課のほうに答えてもらいますが、定点的なのか、桜のような標準木みたいに、この木とか決まっているわけではないのかもしれないかもしれませんが、ちょっとわかりません。答えてもらいますが、調査はしていると思います。そして、私もそういう報告も含めて、また自分

としては猟友会のいろいろな、キーマンになっている人に私も声をかけて、ことしどうだろうかということもします。ことしのを言うと、熱波の状況、そして、さまざまあるそうです。

そして、熊のふんを見ると、ドングリを食べているという形跡がいっぱいあった。どういふことかという、山の奥のほうのドングリだけではなくて、低いところになるドングリ、ご存じだと思いますけれども、そちらのほうも食べているので、ちょっと何かそのことだけなのかということ、かなり熟練の猟友会の人から、きのうも話を伺いました。

いろいろなことがあるのかなという思いがしていますが、答えてもらいますので、よろしくお願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 南魚沼市の環境共生について

私も現実に行ったことはないのですけれども、これは毎年山に入って調査を行っています。標準木というのがあるというのは聞いたことはないのですけれども、大体どこに行って——ブナが生えているところですよ。大体同じところを見てくると思うのですけれども、そのなり方、実のつき方を毎年調査しまして、ことしは多い、少ないと。大体お盆過ぎくらいにならないとわからないのですけれども、それを調査して、ことしの熊の出没の予見に充てているということでございます。以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

やはり、標準的なもの、何かをきちんと基準を決めて、基準に対して多いか少ないかをやはり研究していく必要はあると思うのです。その研究をもとに得た結果に対して対策を練っていくというのが、本来あるべきだろうなというふうには思っているのですけれども。

雪が降る、降らないのも同じことだと思うのです。誰かに聞けば、ことしは雪が降るぞという話になって、誰かに聞けば、いや、ことしは少雪だと、誰に聞いたら何がわかるかというのがわからないのです。それはなぜかという、科学的な根拠に基づいた定量的なものではなくて、いわゆる定性的なものなわけです。大きじ1杯入れればうまくなる。それは何グラムなのですか、という話と全く同じで、先ほど熊のふんの中に入っているブナの実の量が何グラムに対してどれくらいだったというような調査研究があれば、実はブナを食べている量が少ないのだとか、多いのだというのがわかってくるようなことに対して対策を練っていく。

今回、私がすごく気にしているのは、熊が出てきている。それは熊にとっては熊なりの危機が山の中で起きているから、その危機を脱するために里におりてきて、柿を食べたり、人の家の白菜を食べたりとかというようなことが起きているわけです。要は、山で起きている危機を解決できなければ、実際に私たちが直面している人間としての危機、かまれたり引っかけられたりというところの解決にはなりません。簡単に言うと、鼻血が出ているのをいつまでもティッシュでとめているのと同じで、何で鼻血が出ているのかということに思いがいかないところが、恐らく今の問題なのかなとは思っています。

今後、南魚沼として熊を有害鳥獣とするならば、それなりの対策を練った上で、対策をした上で、出てきてしまったものを駆除するという事を考えていかないと、余りにも熊が、最近かわいそうだと思う。この間も初日に二日町でという、あのときの熊も、本当に麻酔を打たれてよろよろになっているところを捕まえられて、おりの中にぶん投げられてという、もう何か動物を扱うものとしては、ちょっと何かかわいそうだなという印象を受けたのですけれども。

そのような対策を、今後どのように講じているか。ただ単純に駆除するだけではなくて、何か彼らが山からおらないような予防策を、今回の件から何か検討されましたか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

昨日も、駆除においては、全国の皆さんから、市長へ向かっての嘆願署名とかも来るわけです。それはそれで本当にそういうお気持ちだと思います。それは本当にそのとおりなのですけれども、我々はその渦中にいる。ほんのきのうまで渦中にあったわけです。そういうことは議員がお話しされることは、みんなもそうだなと思っているところもいっぱいあるのですけれども、これだけ、脅威のようになって、本当に出て、人命にまでかかわる問題が続いているわけです。

こういう中で、今、考えていましたかと言われても、私としては、少し人ごとのように聞こえてなりません。なので、思っているけれども、まだそこに考えが至るところまでの、冷静に皆と話をしているという状況をつくり上げられたかという、そうではない状況です。

誤解しないで聞いてもらいたいです。おっしゃることはよくわかるのです。わかるのだけれども、我々としてはもう対策ですつとてんでこ舞いだったということです。担当課など本当に寝ない思いでやっていたわけですから。

そういうこともあるので、これからそのことも含めて、対処療法だけではできません。そして、熊から発せられている、今、非常に危機というか、環境の危機というものを、彼らが我々に語りかけているようなことも感じながら、当然、対処していきます。これらについてまた冷静に、検討を加えていかなければならないというふうには思っております。まだ渦中にある中で、警報を解除もできない。そういう状況にありますので、これからその問題についてはゆっくりと関係の皆さんや知見もいただきながらやっていかなければならないと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

私は決して人ごとのように扱っていませんし、皆さんが直面している人間にとっての危機というのも、それは当然、理解しています。そうでなかったら私も私費を投じて、問題提起をするというところまでには至らないので、決して人ごととは捉えていませんので、その点も誤解のないようにしていただきたいのですけれども。

本当に野生動物だけの話で言ったら、30分という時間では議論はし尽くせないと思うので

すけれども、南魚沼市は本当に野生動物にあふれているというふうに思っています。ちょっと山を歩けばカモシカに出会ったり、最近では猿が多いなと思うのですけれども、猪も多いなと思うのですけれども、希少動物もたくさんいるなというところには頭も行っていきます。例えば本当に身近なところでいったらイヌワシがいるというところまでは頭には行っていて、探しに行ったりもしますし、観察もしたりはします。

実際に、議会の本当に頭のところでプリンスホテルから寄附されている1円の寄附金が、年間に300万円あると。それを自然環境のほうに使ってほしいというなお話が出てくると思うのですけれども、実際は、なかなか自然環境のほうには使いにくい。実際は登山道の草刈りをしたりしながら、自然環境に寄与しているというところは努力として私は認めているので、例えば、プリンスホテルの寄附金とかを使って調査研究して、今後の対策をしたりとか、そういう南魚沼市らしい、南魚沼市の問題を解決するための方策にいろいろ回してもらえたらなとも思います。本当に希少動物に関しては、どんどん保護していくというような観点で、政策を展開してもらえたらなというふうに思います。

それでは2番に移ります。環境共生についての教育に関しては、今ほど説明を受けたとおり、進んでいるなというところを感じました。例えば、環境共生は、先ほどのサステナビリティーだったりという話になってくると、自然環境とのお付き合いということが、とても重要だと思うのです。今回の議会の一般質問でも、災害に関するものがものすごく多かったと思うのです。災害が多いということは、環境の変化が起きている。今まで対応できていたものができなくなっているというのは、まさに環境が変化しているということなので、そのあたり、環境共生について、自然環境と災害について、そのあたりは特に何か教育をされているということはあるでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 南魚沼市の環境共生について

今の質問に詳しくお答えはできませんが、多分、という話でさせていただければ、避難訓練等のときに、なぜ避難をするのかとか、今の環境がどういう方向で行っているのだとかというのは、当然、学校で子供たちにただ単に避難行動をさせるだけではなくて、自然環境の動きに合わせた中で学校としては指導しているというふうに考えております。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

昨日の災害の質問に対する市長の答弁の中で、自助・共助という話があって、その答弁がすごくよかったと思うのですけれども、とにかくいち早く動けるのは自分であって、いち早く逃げられるのも自分であって、その判断基準を小さいうちから持たせるということがとても重要だというところに環境共生についての教育方針も含まれていくと思うので、この点に関してはまた進めていただきたいというふうに思っています。

では3番、行政施設の電力消費と二酸化炭素の排出量に関しては、先ほどの答弁の中でLED化をかなり進めていくという点に関して、どんどん減っていくのだなというふうに思う

のですけれども、実際に、東北電力の電力を私たち使っているのです、ほとんどの電力、6割近くが火力で賄われていると思うのです。行政の電力は先ほど市長の答弁の中でもあったように、安定しているということが第一条件だと思うのです。安定しながらも今後の南魚沼市のあり方というところを考えていくと、自然由来の電力に切りかえる必要があるというところも出てくるのですが、電力と二酸化炭素排出量の関係は、先ほどの答弁でいったら当然水力であればあるほどそれが減少していくというところだと思うのですけれども、コストの問題でいったら全然合わなくなってしまうのか、それとも、コストを重視しながら自然環境にも配慮していくのかという方針をもう一度聞かせてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

このお答えする前に、先ほど、私もそういうつもりで、永井議員が人ごとを言っているということではなくて、そういう意味ではなくて、そういうふう聞こえてしまう点もよそからもあるという意味なので、ちょっと私の言葉足らずかもしれません。その辺は誤解しないようお願いいたします。もし、そういうところが差しさわったら、そういう意味で言っている意味ではないということをご理解いただきたいと思います。

3番目の問題については、コストの問題はありますが、しかしながら、多分、コストはかかるでしょう。初期投資という意味も含めたり、長期で見たらどうなのかという視点もあると思います。しかし、コストだけで自然のエネルギーを我々の市は頑張っ、これから前向きにやっていくのだというふうになる場合、したいと思っているわけですけれども、これからの総合計画とかも含めて、当然そういうことが盛り込まれてくると思います。そういう中でコストだけが先に立って取り組めないということは、やはり言うてはならない。もう、私はそういう時代だと思っていますので。ただ、べらぼうもなくコストがかかるのに、ということはあるのですが、その点でのところは、私はそういう解釈しています。

また足らざるところはちょっと質問をしていただければ。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

わかりました。コストだけが優先ではないということは理解しましたので、今後、電力のあり方というものもだんだん変わってくると思います。実は、私も自分の会社の電力を東北電力から、自然由来の電力100%に切りかえてみたのです。それほど大きく変わらないのではないかなというふうには思っているのですけれども、何が正しくて、何が間違っているのかわからないというのが環境問題なので、そのあたりも考慮しながら今後、行政施設の電力をどのように抑えながら効率的に仕事を進めていくかというところを、検討いただければというふうに思います。

4番の計画中的ごみ処理施設の環境負荷については、先ほどの答弁を信じたいなというふうに思うのですけれども、ごみ処理で発生した熱源を再利用するというところは、今現在どのような計画にありますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

細かい計画は決まっておられません。しかし、1年半ぐらい前から、いろいろな現地の説明会をする中でなかなか——私は議会にも示していないと思いますね、当然。こういうことを目指したいのですという話は、例えば温浴の、それが例えば健康増進のためのプールであるのか、本当にいわゆるプールなのか。それから、それで発生される電源を使って、農業の関係の環境、そういう研究棟であるのか。まだ具体的なことは決まっておられません。ただ、そういうことに利用していくのです、という気持ちをお伝えしているという段階です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

わかりました。例えば、今後、本当に熱が発生する施設なので、その熱利用というのは、とても重要な課題になってきまして、それこそが南魚沼市がこれから目指す新しい施設としてのあり方というところで、キーワードになってくると思うので、そのあたりはいろいろなアイデアがあると思うので、それを集積した上で、何が私たちの市にとって一番理想的なものなのかを、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

5番、最後ですけれども、新旧ごみ袋の環境負荷に関しては、先ほどの答弁のとおり、コストをあまり変えずに環境負荷を抑えていこうというところではあると思うのですけれども、実際、先ほどの話だと11円から12円に変わると。ちょっと私、計算ができなかったのですけれども、1円の差で年間当たりどれくらいのコストの差が出てくるのかを、教えていただけますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

この点については担当課のほうで出しているかどうかあれですけれども、答えてもらいます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 南魚沼市の環境共生について

ざっと計算しますと160万円くらいになるかと思います。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

わかりました。160万円くらいの差というのは、私はもうちょっと大きい差が出るかというふうに思っていたのですけれども、そのようなものであったら、コストとのバランスは悪くはないのかなというふうに思うのです。

実際に、今までのごみ袋とこれからのごみ袋で、いわゆるCO₂にどれくらい差が出るのかといったところまでは、まだ大きな計算とかそういう提案は受けたのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の環境共生について

大づかみなことは先ほどの第1回目の私の答弁で、このくらいは大づかみですけれども、という話はしましたが、答えられたら答えてもらいますが、担当課のほうに答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 南魚沼市の環境共生について

答弁の中で年間10トンくらいという数字を申し上げましたけれども、我々もこのバイオマスプラスチックを使つてのごみ袋、CO₂削減を主眼というよりは、意識づけです。こういうものがあるのですよ、こういうものでプラスチックもできるのですよ。そういうことでプラスチック問題ですとか、ごみの削減に意識を向けてもらいたいという、PR効果を狙ったものであります。そのほうが私は効果としてはあると思います。

CO₂をどれだけ削減するか。例えば10%を20%にすればどれだけ削減できるかという数字のもとで我々は決定しておるわけではありませんので、今、はじけと言われればはじきますけれども。

今後はそのプラスチック、国も挙げてそれをやっておりますので、含有率を増やしたりですとか、あるいは強度を持たせる、生分解するもの、いろいろありますけれども、それらを組み合わせて効果的に使えるところは使っていきたいという考えでございます。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 南魚沼市の環境共生について

今の答弁で、やはりPR効果が高いということも含めてであれば、今後、市民に食べられないお米を使ってプラスチックをつくって、環境負荷に対して私たちはこういう取り組みをしていますよということを、もっともっとPRして、それこそ本当に教育でも利用価値の高い施策なのではないかということなので、そのあたりは、もう本当に単純にPRというところだけではなくて、子供たちの教育も含めて、横連携してもらいながらPRしてもらえたらなというふうに思います。

環境問題に関しては、私も本当に思うところがあって、思うところがあるというのも、私は山を登って、自然環境の中に身を置いて、いかに自分が自然に近い人間だということのを思いながらも、ウェアは石油からできていますし、ゴーグルだってプラスチックだし、スキーボードの滑走面だって石油だし、中に入っている心材の木は木をぶっ倒してつくったものだし、それにガラス繊維とか炭素繊維をレジンで張りつけて、それで木を切り倒してつくったスキー場に電気を使ってリフトに乗って登って、その電気は何からできているのという話になると、石油を燃やして、石炭を燃やしてと。そういう、表現として正しいかどうかわからないですけれども、矛盾とか、罪悪感とか、言ってしまうと偽善的なところで自分の立ち位置を決めているというところに、後ろから髪の毛を引っ張られるような、そんな気分が今、実際にいます。

最近では電気自動車に乗って走ってみても、電気を蓄電するバッテリーを廃車にしたときにどうやって処理するのか聞いてみると、まだその技術は確立されていません、というような

答えが返ってきたり、キューバに行ってみると 1960 年代の車が走っていて、どちらがエコで、どちらが正しいのかなど全くわからないという、もうぐるぐる頭の中が回った状態なのです。

そういった中で、皆さんも恐らく同じことを考えながら、環境と行政のあり方というのは取り組まれていると思いますので、「エコ」というものがエコノミーなのか、エコロジーなのか、そのあたりも全部含めて、矛盾の中に人間が立って生きているということを意識しながら、行政運営にこれからも邁進してもらえたらなというふうに思います。以上で終わります。

○議 長 以上で、永井拓三君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 14 番、議席番号 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 おはようございます。議席番号 2 番・梅沢道男でございます。議長から発言を許されましたので、今回は大項目 3 点について一般質問のほう、させていただきたいというふうに思います。

1 学校現場への変形労働時間制の導入について

まず、大項目の第 1 点目、学校現場への変形労働時間制の導入についてということでございます。政府は 10 月 18 日に教員の勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入を閣議決定しました。そして、11 月 20 日には、衆議院本会議で可決し、参議院に送付をしました。そして、学期中の勤務時間を引き上げ、夏休み等の勤務時間を減じることで、公立小学校教諭の 3 割、公立中学校教諭の 6 割が、過労死ラインの 80 時間を超える超勤という、この学校現場の過酷な勤務実態の改善に向け、各自治体の判断でこの制度を導入できるとしています。

しかし、この変形労働時間制の導入に対しては、10 月 28 日に文部科学省に対して、高校教員らの皆さんから導入の見送りを求める約 3 万 3,000 人分の署名が提出されるとともに、11 月 12 日の衆議院文部科学委員会における参考人の意見陳述においても、神奈川過労死等を考える家族の会の代表者からは、「変形労働時間制で、見せかけの時間外労働は減る一方、この時期の労働時間が合法的に増え、過労死を促進してしまいます。」との意見や、参考人の弁護士からは、「変形労働時間制は、憲法に由来する労基法の 1 日単位、1 週間単位の労働時間規制の枠を取り払う、労働者の命や健康にとって危険な例外的制度」であり、「導入の狙いは繁忙期の残業時間を見せかけ上、減らすことにあるとしか考えられません。」、このような意見も出されるなど、現状では多くの問題をはらんでいると言わざるを得ません。

このような状況からも、変形労働時間制を導入しても、労働時間が全体として減少するわけではなく、現状の長時間労働を追認する結果にもなりかねない。単なる数字いじりでしかないのではないかと危惧しているところです。

教員に時間と気持ちの余裕がなければ、子供たちと丁寧に向き合うことなどできません。教育の質の低下を防ぎ、教師の過酷な勤務実態を改善するためには、単なる数字いじりではなく、調査物の削減や、行事の精選、専科教師の配置、さらには教師が担う業務の明確化と適正化等々、これらの取り組みを着実に進めることこそが必要であると考えます。

そこでお伺いいたします。学校現場への変形労働時間制の導入に対する認識と、今後の対

応方針についてお伺いいたします。

大項目の1点、壇上からは以上で終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは梅沢議員のご質問に答えてまいります。

1 学校現場への変形労働時間制の導入について

まず、1点目の学校現場への変形労働時間制の導入につきましては、教育長のほうに答弁をさせますので、よろしくお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

それでは、梅沢議員の学校現場への変形労働時間制の導入についてお答えさせていただきます。

先ほど梅沢議員が国会の流れを説明しましたが、その後の流れであります。12月4日の参議院本会議で、変形労働時間制の導入を柱とした改正教職員給与特別措置法が可決、成立しました。2021年度から自治体の判断、南魚沼市の判断により、変形労働時間制を活用した休日のまとめ取りが可能になります。これだけが目的ではありませんが、主なのは休日がまとめて取れるという部分が要素としてあります。教員の働き方改革の一環であり、繁忙期の所定勤務時間を増やせるかわりに、夏休み期間に連続5日間程度の休日を確保し、土日などを足して長期休暇を取れるようにしたのが、まず大きな目的の1つであります。

梅沢議員のご指摘のように、学期中の勤務時間を延長し、夏休み等の勤務時間を減らし、また、休日にしても教師の働き方改革の切り札にはならないと、私も思っております。次のような問題が生じる可能性があります。

1点目であります。教職員の労働時間全体が変わるわけではなく——さっきの指摘もありますが、かえって長時間労働助長の心配があります。

2点目であります。繁忙期時間外勤務が減ったように錯覚しますが、このことによって厳しい勤務実態が見えにくくなるという心配があります。また、育児や介護をしている教職員は、繁忙期の勤務時間が長くなることで、働きにくくなります。以上のようにまだまだ幾つかの懸念がありますので、南魚沼市としては、すぐに変形労働時間制を学校現場に導入するということは考えておりません。

しかし、今後、文部科学省、県の教育委員会の動向を注視し、一番大事な先生方との意見交換会であります。県内の市町村教育委員会と連携しながら情報収集に当たり、特に市の教育振興会——校長先生の集まり、それから、教職員組合及び市独自で南魚沼市だけある多忙化解消委員会があります。ここと丁寧に意見交換会をして、十分検討してまいりたいというふうに思っております。

既に方針を出している見附市教育委員会の取り組みについても興味を持っておりますもので、よく調査し、その調査結果を生かしながら、今後、判断してまいりたいというふうに思

っております。

以上、答弁を終わります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

ありがとうございました。私も今、教育長からお話をいただきましたように、この変形労働時間制の導入については、大きな問題点が今ほども3点挙げられましたけれども、あるのだろうというふうに思っています。

その辺で特に変形労働時間制の場合、国は、連続休暇の取得——休暇中ですけれども、取得ができる。これが教職員のいわゆる職業の魅力になって、そのことによって、例えば今、低迷しつつある希望者の増というようなことの効果もあるのではないかなというようなことも言っていますけれども、一般的にそういう議論をされますと、通常の、まあ、学期中は忙しいけれども、休みは手があいているのだろうから、そこで休みを取ればいいのではないかみたいなイメージがありますけれども、なかなか学校現場に聞いてみると、そうになっていないというような話もお聞きします。

今、南魚沼市の小中学校教育現場で、学期中と夏休み等の休暇の期間、それらにおける先生方の業務や繁忙の関係、教育委員会としてどのように今、把握していらっしゃるか。ちょっと現状をお聞かせいただければと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

特に繁忙期は全国でも同じように、深刻な状況であります。夏期休暇期間については、やはり先生はいろいろの取り方で休暇を取ったり、休暇というよりも、先生方は常に研修体制をとっていかなければならないということで、長期休暇にも多くの勉強をしております。その面からすると、通年にわたって先生方の勤務体制は大変であるという認識であります。

ただ、先生方も多くおりますので、この方針のように休暇が多く取れて、家族サービスができるということに魅力を感じている先生も少なくはないというふうに思っております。その辺のことも含めて実際に教職員の皆さんと意見交換をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

ありがとうございました。現場も、学期中や休み中も含めて、さまざまな業務があるようです。その辺について、ぜひまた現場の実態を把握しながら進めていただければというふうに思います。

また、先ほど教育長のほうから、見附市の取り組みのお話が出ました。夏期、4月から9月ごろでしょうか。夏期の最終下校時間を早めて、そういう意味では働き方改革としての時短と言いますか、に取り組み、県の教育委員会もこれについては画期的な取り組みだというような評価をしているようですけれども、今後どういうふうに、この結果が整理をされるの

か、また注意深く見守っていただきたいと思っています。

南魚沼市において、この間も市独自の会議等も立ち上げて、繁忙対策を進めているわけですが、この見附市の取り組みなどを見ますと、ある意味、今の変形労働時間制と逆な方向で今、取り組みをしているわけですが、南魚沼市として、今、独自にこういった取り組みをやっているというようなのがもしあれば、少し教えていただきたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

具体的な取り組みをやっておりませんが、やはりそういう方向で動き出すということは必要だなというふうに思っております。

見附市の話の中で、やはり私は教職員がどのように考えるかというのが一番重要だということで、そういう会議、意見交換会をしたいと思っていますが、この見附市の動きの中で2つ関心を持っていることがあります。それは、見附市の校長会の会長が、教員の帰宅が早まり、心身の健康につながる、生徒はやりたいことに取り組む時間が増えるということで評価しているのです。そして、県の教育委員会も、県内でもかなり早い下校時間だろうと。これは下校時間を早めるという方策でありますもので、部活に打ち込めない生徒に配慮しつつ、教員の時短につながる画期的な取り組みである、ということで評価がよいようであります。見附市に出向いて状況について、今後、聞いてまいりたいというふうに思っています。今のところはこの記事を読んだりして、新聞上の情報しかありませんので、やはり足を運んで見附市に行ってまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

ありがとうございました。やはり、この教育現場の改革といいますか、については、現場の先生方、そして子供たち、保護者の皆さん、これらの皆さんの声を本当に率直に聞きながら、そこと意見調整をして進めていくと。このことがやはり一番大事になるのだろうと思います。

また、見附市については現場をごらんいただくということでお話がありました。先般、市長のほうからも戦う教育長というお話がありましたけれども、そういう意味では、きちんと動いていただいて、教育長の答弁の中でも、現場の話をよく聞くということで、お話をいただきました。今後、こういった形で、南魚沼市の教育行政が進んでいくように、教育長も今月で勇退ということになりますので、また、そういった体制の継続性についても、ご配慮いただければというふうに思います。

それから最後に、給特法と言いますか、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」——よく給特法と言われている法律でございますけれども、実はさまざま今、教育現場で取り組みがなされて、改善も進んでいますが、これらの今の教育現場の先生方の多忙化、これの元凶と言いますか、本当に問題の源はこの給特法にあるのではないかと

私は常々思っています。

この給特法自体は 1971 年に成立した措置法でございますけれども、内容的には 1971 年当時の勤務状況調査が、先生方の残業時間が週 2 時間、月 8 時間程度だということを根拠に、その基準とする調整給が設定され、それからずっとあまり改善がなされていないという内容になっています。

なぜこれが問題かと言いますと、この勤務状況は、現在の教育現場の勤務状況と著しくかけ離れているというのは、この間のさまざまな討論で明らかになっているというふうに思うわけですが、そのためこの給特法が、あまり言葉はよくありませんが、ちまたでは定額働かせ放題ですとか、長時間労働の元凶などと呼ばれているゆえんだらうというふうに思っています。

一番問題なのは、そのこと自体も問題なのですが、何よりもこの給特法があることによって、使用者や管理職が、残業抑止の動機、これがなくなる。管理者や使用者から残業抑止の動機を奪ってしまっているのではないかとことです。例えば行政現場であれば、超勤時間を調査しながら、時間をオーバーしたものは産業医からの、そういう意味ではコンサルを受けたり、それからノー残業デーというようなものをつくって、歳出の部分からもこの超勤時間の削減に取り組むということになっているわけですが、学校現場は全くそれをしなくても、現状で予算的にも動いていくということがあります。このことがまず一番問題なのだらうというふうに思っています。

そのために、現在の教育現場では、本来、使用者、管理者が行うべき労務管理を、労働者である教職員の先生方が行う。そういう状況に、多寡はありますが、あろうかと思えますし、そして先生方は社会や使用者から、多大な教育効果、これは期待される、そういう立場にあります。そして、その立場に応えるために、それぞれ先生方も信念といいますか、教職を目指して何をやりたいかという信念がありますから、それに基づいて一生懸命働く。そして、働き方については最後は自己責任を求められるということが繰り返されてきたと思うのです。

このことが教育現場の労働環境の抜本的な改善を、なかなか拒んできた。その抜本的な改善については給特法の改正なくしては達成は、かなり不可能といいますか、難しいのだらうというふうに私は考えておりますが、この給特法に対するご認識等がもしございましたら、お願いをしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

私は民間で 4 年、行政で 40 年という勤め方をさせていただきました。教育現場に来て、やはりご指摘のこの部分については、言葉を使って悪いのですけれども、異様な世界というか、システムになっています。ひもとけば、多分に教員は聖職であり、やりがいのある、もっとゆとりを持って子供たちに接しられたときにできたものというふうに思っていますが、時代が大きく変わっております。

ということで、やはりこの辺の給特法については、改正の動きをしていくべきだというふ

うに思っておりますが、教員は県職員で、県採用であるということで、実際に動くのは県がどのように動くか。並びに教職員がどういう動きで要求をしていくのかということが大事であると思うのですが、うちの教職員との会議の中で、このことについては多分、胸の中にはあるのですが、大きくこれを前面にという話は、今のところありません。それがいい中で、一自治体の教育長がこの部分について、それいけ、やれいけ、と言うわけにはいきませんもので、やはり働いている皆さんの中から盛り上がり、まずは必要なのではないかとというふうに思っております。結論から言いますと、同じ考えであります。

以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 学校現場への変形労働時間制の導入について

ありがとうございました。教育長のおっしゃるとおり、これは法律事項ですから、南魚沼市がどうすると、市の教育委員会がどうするとかという問題ではなかなかないわけです。ただ、県の教育長会議ですとか、いろいろなところがありますので、できれば、また、そういったところで、機会があれば意見反映も含めて、お願いしていただければということをお願いして、次の質問に移りたいというふうに思います。

2 医療再編への対応について

2 番でございます。2 番は医療再編についてということでご質問をさせていただきます。9 月 26 日に厚生労働省が再編統合の議論が必要な病院ということで、全国 424 の病院名が公表されました。県内では 22 病院が公表ということで、県内の対象病院数は 53.7%、これは全国最高の割合となりました。当魚沼地域におきましても、当市のゆきぐに大和病院を含めた 4 病院が公表の対象となりました。

しかし、これは厚生労働省の 2017 年度のデータをもとに高度急性期、急性期の病院を対象としたもので、現在ではその基準にゆきぐに大和病院は該当すらしていません。これに対し、ゆきぐに大和病院では、この公表の 2 日後の 9 月 28 日付で、院長先生名の文書により、患者さんや職員の不安を解消するため、報道内容に対する正確な説明を行うという、大変素早い対応を行っていただきました。このことは私も県内の知人なども含めて、素早い行動だということで、大変高い評価をいただいています。

しかし、この報道は、ゆきぐに大和病院の患者さんや職員以外の市民に対しても、さまざまな誤解や大きな不安を与えているという状況にあります。市から市民に対しての説明や不安解消の動きは、あまり見えてきません。また、当地域は現在、医療再編の途上であり、このような地域の実態を無視した再編統合議論は、地域の医療再編の取り組みへ混乱とともに医師の偏在化さえももたらしかねない、極めて乱暴な議論だと言わざるを得ないと思っております。

また一方では、地域全体で一つの病院、これをコンセプトとして進められてきました、この魚沼地域の医療再編の現状も、平成 27 年 6 月の魚沼基幹病院の開院から既に 4 年半を経過しました。魚沼基幹病院のフル稼働については、当初計画の平成 29 年度から平成 33 年度末

から平成 34 年度へと計画変更を余儀なくされています。

また、堀之内医療センターの療養病床 50 床についても、いまだに開院のめどは立っていません。また、齋藤記念病院も 118 床から 20 床減少し、現在は 98 床となっているなど、再編計画と現状との乖離が徐々に進んできている状況にあるのではないかと考えています。そのため、計画の再検討も必要な時期にきているのではないかと考えられますが、そこでお伺いしたいと思います。

まず 1 点目でございます。厚生労働省が公表した再編統合の議論が必要な病院、これに当市のゆきぐに大和病院も含まれましたが、これに対するご認識と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療再編への対応について

それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。医療再編、まず 1 点目。厚生労働省の公表病院に、お話のとおり当市のゆきぐに大和病院が含まれたと。これに対する認識と今後の対応ということであります。お答えしたいと思います。

今回の厚生労働省が公表した経緯については、全国の公立・公的医療機関、これが 2025 年を見据えて、新公立病院改革プラン等を策定したものの、高度急性期と急性期病床の削減や、急性期から回復期等への病床転換が進んでいないと判断し、議論を活性化させるため、一定の基準に該当する医療機関を再検証要請対象の医療機関として公表したと言われているわけです。

これはやはりちょっとショックを地域に与えたと思います。私どももそういう思いでありました。その基準とは、2017 年病床機能報告において高度急性期、急性期病床を持つ公立・公的医療機関のうち、診療実績が少ない、または、類似かつ近接した医療機関がある、となっていました。基準の評価については、厚生労働省のいわゆるウェブサイト公表されておりますが、新潟県では 22 病院ですかね。この魚沼医療圏では 4 病院がそれに該当するとして当市も含まれたということでもあります。

国はこの再検証対象医療機関に対して、策定済みの新公立病院改革プランの再検証を行い、そして地域医療構想調整会議において——おととい、9 日に行われておりますが、当地域の合意を得ることを要請するとしています。しかし、私はこの要請は、直ちに病院の再編統合につながるものではなくて、病院の機能や役割を見直すためのものというふうに認識しています。

魚沼圏域では、医療再編が既に行われてきております。いろいろな意味で、完全な形には私はまだなっていないと思いますが、基幹病院を頂点とした形の市民病院もそれによって建設され、ずっと続けてやっております。各医療機関はそれぞれ機能を分担しながら、よりよい地域医療の実現に向けて取り組んでいる段階だと私は思います。

こうした中、医療圏域の医師会、医療機関、自治体、介護事業所、細かくは申し上げませんが、地域振興局など、いわゆる自治体ですね。そして、医療関係のほとんど全ての皆さんで

構成されております、おとといも行われたこの調整会議において、将来の医療需要を踏まえた機能や役割分担について議論を行っているところであり、これらを踏まえて安心・安全で持続可能な医療体制について検討を進めてまいりたいと考えております。このことに尽きるかなと思っております。

以上です。

○議 長 梅沢議員の質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 11 時 10 分といたします。

[午前 10 時 50 分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午前 11 時 10 分]

○議 長 今ほど雪国新聞社より写真撮影の願いが出ておりますので、これを許可いたします。

○議 長 一般質問を続行いたします。

2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療再編への対応について

今ほどの市長の答弁でございますが、行政としては粛々とそういった形で進めていくということになるかと思うのですけれども、ただ、先ほども申しましたように、今、大和病院では、患者さん、それから職員について素早い対応を行っていただいたわけですが、新聞報道等を見ていると、職員や大和病院の患者さんだけではなくて、地域の方が大変心配をなさっていると思うのです。

それともう一つは、大和病院が名前が出て、新聞報道によりますと、来年の 9 月までに再編計画の提出を厚生労働省が求めているという部分もございますが、この辺についてどういう対応をしていくというような話になっているのか、少しお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療再編への対応について

今ほどの質問にお答えします。地域のほうの不安があるかどうか。その後、報道の後、厚生労働省のほうも、さまざま、やり過ぎだという声も全国市長会からも当然、先般あったそうですし、私どももそういう旨のところは伝わっているかと思えます。

いずれにしても、その流れの中で先ほど私が答弁したとおりの私の認識でいいのだろうというふうに思いますが、ただし、今ほど話があったような再編計画の提出等があります。まだこの部分まで至っておりませんが、これらも含めて、先般 6 月の条例改正まで行って、皆さんから認めていただいて設置をした医療政策特別顧問等の問題、またそこから伝わってくる国の動き、これらを含めながら、この提出の問題についてもしかるべき対応をしていきたいと思っております。

そして、地域の皆さんにはその暁に、動揺といいますか、心配の向きの声は、私にあまりすごくいっぱい入ってきているわけではありませんが、その後は沈静化していると思えます。

しかし、こういうふうに示されている以上は、これからはこういうふうに進みますということをごきちんとお伝えしなければいけない時期はあると思います。

しかし、今のところ、この問題だけではなくて、さまざま今の市の抱えている医療の課題等も含めて、検討会を設置し、やっていくという段階にありますので、これらの中でこれらについてもお示ししながらやっていきたいと考えております。

提出についてはこれからきちんと検討を加えて、どういうふうにこれをやるべきかということ、検討を加えてまいりたいと考えています。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療再編への対応について

大和病院の院長先生名の文章を見ますと、大和病院は既にその対象病院ではないのだというような表現になっていますけれども、やはり、この9月の再編計画は提出をしなければならぬ対象病院ということに入っているという理解でよろしいのでしょうか。もう一度そこを確認、お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療再編への対応について

これについては、あまり言葉が先に立ち過ぎると、ちょっと語弊もあるのかなど、問題が起きないかな、という心配もあるのですけれども、今のところ入っているわけでありますので。

院長先生がそういう旨のことを院内のどこまでその見解を配布されたかというのは、院長さんから私は聞いていないのです。私は開設者なのですよね。その文章がこれでいいかどうかという確認もされなかったはずで、これは事実でありますので。それが悪かったとかそういうことを言っているのではないです。ただ、立て分けとして。開設者は私です。

そして、この再編の問題というのは、医療現場そのものも非常に心配しますでしょうが、市民全体の医療やそういうところを任されているのは市長でありますので。そこの開設者を踏まえて、今後はやはり注意しながらこういうこともしなければいけない、という私は思っているのです。素早いという評価はいいのですけれども、私の立場から言うと、組織の立場から言うと、今回、少し課題が残ったかなという思いがします。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療再編への対応について

わかりました。私の理解もちょっと違っていたようです。その辺は意思の疎通ができた中で、それぞれの守備範囲があって、病院の患者さんなり職員は病院で対応して、市全体は開設者のほうで対応するという体制になっているのかなと思いましたが、今、そういう話をお聞かせいただきました。新たな課題ということでやっておりますが、わかりました。

それでは、もう一つ、小項目の2番に行きたいと思います。現在進められている魚沼地域の医療再編でございますが、当初計画との乖離が先ほどお話をさせていただいたようにだんだんと進んできている状況にあります。市長は新潟県の地域医療推進機構の理事でもあり、

南魚沼市民病院、ゆきぐに大和病院の開設者でもあるという立場として、この当初計画との乖離に対するご認識と再編計画の見直しの必要性、これらについてどう考えておられるのか伺いたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療再編への対応について

1 番目の質問ですね、ぜひ、私の先ほどのことが、あまり——組織論で申し上げておりますので、医療現場は本当に病院の皆さんにやってもらう。これは当たり前のことです。頑張ってくださいますし。それと、先ほど言った、こういう事案の中で、その文書が配付をされたという経緯、この中ではやはりしかるべき手順があったのではないかという、私の反省も含めて私は申し上げますので、ぜひともこれは誤解がないように話をさせていただきたいと思います。

2 番目の問題であります。魚沼医療圏の医療再編は魚沼基幹病院を核として、機能分担による地域完結型の医療を目指して構築をされました。そして、魚沼圏の地域医療構想の中で推進されていると、当然であります、考えています。しかしながら、魚沼基幹病院の当初の事業計画では、これもずっと言われていることではありますが、開院から平成 29 年度末までの 3 か年で、病棟のフル稼働を想定していたところですが、これが今そういうふうにはなっておりません。

今後の地域医療構想を考えたとき、魚沼基幹病院の整備の進捗が地域内の他の医療機関、これに私どもが当然含まれておるわけですが、この役割、医療機関の選択に大きな影響を及ぼすというふうに考えています。まずは魚沼基幹病院が早期に事業計画にのっとり、機能、経営を安定化させ、いわゆるマグネットホスピタル、こういうところとして医療関係者が集積をする病院を構築していただきたい。そして、地域づくりの核となる病院になることが重要と考えています。

地域医療構想の推計では平成 25 年、2013 年と比較して、令和 7 年の病床数の推計値が回復期を 120 床から 424 床へ、そして慢性期を 298 床から 396 床に増やす施策の検討が必要とされています。今後、先ほども申し上げました、地域医療構想調整会議において医療機関の病床機能転換を可能とする施策の議論を深めていただきたいと、非常に考えているところでございます。

医療再編の見通しについては、今回の公表を逆に言えば機会と捉えて、公立病院としての人材確保、そして財政の問題、これを抜きには語れません。そして、2025 年問題以降の地域の課題に即した対策など、市民生活のセーフティーネットとして、どういう役割を果たしていくべきかという検討を続けてまいりたい。

そのためにも今回の発表は非常にショッキングでありましたし、当然、地域で従事しているお医者さん方や看護師さんをはじめ、医療関係者——そこにもほかの方もいます。そして、地域の皆さんにはいろいろな意味で、さざ波を立てているところもあるかもしれませんが、私は逆に言えば、この新しい再編にも向かわなければならない。新しい課題がいっぱいござ

います。魚沼基幹病院ができたとき、もう医療の制度自体が変わっております。特に医師確保の問題はそれが顕著で、劇的な変化があります。これらを踏まえて、ではどうあるべきかということを考えていかなければならないというふうに思っておりますので、本当に皆で英知を結集して、将来に進むべき。逆に今回のことは、好機と捉えるということも必要かなと私は思っています。

ただ、おもしろくないとか、なぜそんなことを国は言っているのだということだけではなくて、でも、言われている内容もよく考えながら、我々は前に進むべき必要があると。私どものところだけが切り取って成り立つことではありませぬので、そういう意味から申し上げさせてもらいます。よろしくお願ひします。

○議 長 2番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療再編への対応について

わかりました。私も実は魚沼基幹病院ができて、その後、医療体制といいますか、研修体制も含めて大きく様変わりしてきた。そういう意味では、当初、魚沼基幹病院を核にした医療再編、これの前提になっていた制度が大きく変わってしまったと。そういった部分は市長と同じ認識でございまして、そこが一番問題だろうというふうに思っています。

ただ、問題はそれをもとにした医療再編、ここは医療再編計画に沿って再編中だと言いますけれども、その医療再編計画自体も、今、市長がおっしゃったように、制度改正前につくった計画でありまして、そういう意味では、それに加えて堀之内医療センターの50床が可能性があるのかどうなのか、かなり今、疑問の状況にございます。

また、昨日でしょうか、市長が議論の中、答弁の中にございましたように、市内の診療所、11に及ぶ診療所が、既にもう閉院をされてしまったとか、そういった状況もございまして。また、市長の答弁の中にもございましたが、これは新潟日報のきょうの記事ですけれども、一昨日のこの魚沼圏域の議論の中で、急性期病床が県の推計とここの必要病床数と、2倍の開きがあるという状況になっています。

こういうさまざまな状況が出てきた中で、市長が一番危惧しておられる、制度が変わる前につくった医療再編計画のまま、これで進んでいいのかどうなのか。これはやはり大きな疑問がございまして。市長は、今回の一般質問初日に、次期市長選への決意を述べられ、これが新聞報道にも上がっていました。新聞報道によりますと、地元紙は「最優先課題に医療政策を挙げ、「地域完結型の医療を実現していく。」というふうに発言をしたというふうに報道していますが、これらも含めて、今、私が言いました当初計画、今進めている医療再編の計画、それがその後制度自体が大きく変わってしまっていて、また例えば魚沼基幹病院の今の状況、高度急性期ということで進めてきた魚沼基幹病院も地域包括ケア病床もついたり、堀之内医療センターの療養病床50床というのがなかなかめどがつかなくなったり、11にも及ぶホスピタルが閉院になったりとさまざまな状況が出てきています。

こういう中で、ちょっと先ほどの議論の中であまりはっきりは出ていませんでしたが、当初計画との乖離がある中で、この再編計画の見直しの必要性といたしますか、その辺の取り組

み。その辺についてどのようにお考えなのか。もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思
います。

○議 長 市長。

○市 長 2 医療再編への対応について

私は、改めるべき点は改めていかなければいけないと。常に別に医療の問題だけではなくて
そうです。計画は当然立てます。しかし、時代の変化とか、制度の変化、これによって、で
は計画が金科玉条のようにあっていいわけで、それで全部というわけではありません。そう
いうことの意味で大づかみに言えば、やはり変えるべきは変えていってもらわなければ、実
態が即しませんので、やはりそういうことは感じます。

しかし、一番大事なのは、私が今、開設者という話を先ほどしましたが、南魚沼市長とい
う立場ですので、その中であって、まずはこの市の医療の体制、そして医療と福祉は——先
ほど私の出馬の決意の話をされましたが、新聞さんがどう書いたかは別にして、私も読んで
いますけれども、最優先課題がそれだというのではなくて、まちづくりとしての中の位置づ
けとして大きな課題であるというふうに私は話していたつもりなのですから。そこだけ
が一番先ではありません。

なので、医療も福祉も含めたまちづくりそのものが、ここが一番のベースになっていると
いうところですので、これを本当にやっていくか。まずは魚沼圏域の全体の計画もあります
けれども、我々の立ち位置をしっかりともう一回見定めて、その中で私どもの果たすべき役
割はどうであるかということが、まず、最初の議論としてはしなければいけないのではない
かなと思っています。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 医療再編への対応について

魚沼圏域の今の進んでいる地域医療再編計画でございますけれども、そういう意味では南
魚沼市は当初計画をきちんと進めながら、なおかつ大和病院は 40 床から 45 床に増床して、
孤軍奮闘とは言いませんけれども、周りの自治体も頑張っていますけれども、頑張っていた
でいる。そういう中でさまざまな問題点、乖離が出てきているわけです。

市長はその中核で南魚沼市の中でこれだけ頑張っているわけですし、魚沼基幹病院の理事
もやっているわけですから、そういう中では発言力もまたあるわけです。そういった場を利
用して、ぜひ、これらの当初計画との乖離、これらもどういう——では、乖離のある中で進
めていったらいいのか。これらを考えながら、市民に安全安心を提供するという立場で、市
の医療行政も含めてですけれども、またぜひ、提言をしながら魚沼全体が、地域全体で 1 つ
の病院ですから、南魚沼市だけが頑張ってもなかなか完結する問題ではありませんので、そ
ういった意見具申なり提案を積極的に進めていただく。このことを強く求めて次の質問に移
りたいというふうに思います。

3 鳥獣被害対策の充実について

大項目 3 点目でございます。鳥獣被害対策の充実についてということでございます。市の

鳥獣被害対策については、鳥獣被害防止対策協議会において、猟友会の皆さんを中心とした取り組みがなされているところですが、近年、猿や猪の捕獲頭数についても増加傾向が見られ、熊に至っては連日の新聞やテレビの報道もございますが、今年度は目撃情報や捕獲頭数、これらもともに急増して、残念ながら市内でも人身被害まで発生するという状況になっています。

鳥獣被害対策には恐らく、近道などというものはなくて、電気柵等の設置や追い払い、里山対策、あるいは集落環境の整備、これらの地道な対策が重要になってくるのだらうと思っています。そして、これらの対策の継続には市の人員体制の充実と、専門家による対策指導や住民への啓蒙活動が重要になると考えています。

平成30年9月議会において、これらの鳥獣被害対策に対する市の人員体制の強化について市長にお伺いしました。そのときの市長の答弁は、そういう時期にきているので、体制の強化について検討しなければならない、ということで答弁をいただいたところです。その間、1年ちょっとたっていますけれども、なかなか市もいろいろな課題を抱える中で、人員体制、予算配分についても、今、なかなか進展が見られない状況にあるようです。

そこでちょっとお伺いしたいと思います。鳥獣被害対策の推進に向けた人員体制の強化と、専門家による集落診断等の実施による住民への啓蒙活動等の取り組み。これらの体制の充実に対する、今のお考えと今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 鳥獣被害対策の充実について

それでは梅沢議員の3つ目のご質問です。まずはこの鳥獣被害対策の人員体制の強化、それから専門家による住民への啓蒙活動、取り組み体制の強化だと思います。これをちょっとお話しします。

まずはこの対策の強化であります。職員の人員配置については、増員には至っていないという状況です。全体の職員数や人員配置を勘案した中で、全庁の、現在の担当の人数で対応せざるを得ないのが現状であります。

ことしの熊の出没件数は、まさに、繰り返しになりますが異常、空前絶後と言える数でありました。対応する職員はもう事務室、環境交通課、そしてこれは市民生活部のほうにも全部関係したり、ほかの部署もある。もう本当に総動員をかけていましたが、特にこの担当課は現場をひっきりなしに往復する。そして、電話を取り合う。注意喚起の広報や関係機関との情報共有に、まさしく奔走していました。休みも全くない状況であります。担当職員のみでは手が回らないために、各部からの応援職員を入れまして、実は警報発令後、全庁体制でやりました。平日の早朝パトロールなどの対応に当たっておりました。

熊の出没件数は年によって大きく変化をされると言われていまして、固定的に担当職員を増員することはなかなか難しいかというふうに考えております。異常事態の際には全庁を挙げた協力体制を構築して対応することが、今のところ最善の策というふうに考えております。

一方、新潟県では、第2期新潟県ツキノワグマ管理計画に基づいて、県の環境企画課、そ

して南魚沼市の環境交通課、南魚沼警察署及び猟友会の皆さんで構成する鳥獣被害対策チームが連携して対応を図るといふようになっておりますけれども、主として、この対応をしているのは、私ども市町村と任意団体である猟友会の皆さんであります。そういうふうなうたっているにもかかわらず、我々です、はっきり言って。

そして、ことしのような緊急事態においては、各機関が力を出し合う体制づくりが本当に必要であるということから、私から県知事に対しまして、緊急事態における体制強化について要望書——恐らく県内唯一ではないかなと思います。こういうのは前はなかったということでもありますけれども——提出をしたところです。今回、議会のほうからも追加の議案というのか、そういう意見書が、可決をされればですけども、上がるということ、大変ありがたいと思います。事態をよく認識していただいていると思います。

地元猟友会の皆さんについては、まさに熊対策の最前線で活躍していただいています。何度も言いますが、この皆さんはそういうために猟銃を持った方々ではありません。本当は趣味の世界だと私は思います。とか、生活にかかわるのか。ですけども、こういうことにご協力をいただいているということ、我々は本当に深く感謝します。

猟友会の会員数が、現在、昨年度末ですけども92名、今年度11月末で94人。若干ながら増加し、若い方が入ってきてくださっているのを大変うれしく思います。徐々に回復傾向に向かっているのですけれども、今回のことでまたいろいろなことに気持ちがならなければいいなという思いがしています。比較的若い方々もこの許可を取得しておりまして、こういった活動に興味を持っていただくための取り組みも、今後、非常に必要だと。私どもの人員だけではできません、ということでございます。

猿による農作物被害の防止対策については、これまで、しゃくなげ湖畔開発公社に委託していた。ご存じのとおりであります。サルパトロールを実施してきたのですけれども、今年度からは猟友会、6名の皆さんであります。ここにパトロールをお願いするという方式に変更いたしました。有害鳥獣に対する専門知識を持った猟友会員の皆さんにお手伝いをいただくということで、より効果的な追い払いができ、体制の強化が図られていると。今回の猿の出没を見ても、如実にそれがあらわれてきているのではないかという思いがあります。テレメトリー調査の、これまでの成果とかも含めて申し上げますが、考えております。

啓発活動では以前に「サル、クマ等と共存できる地域づくりモデル事業」、こういった補助事業を活用して専門家による集落診断を3地域で実施したという経験があります。こういった集落診断は、これから取り組みを行おうとする地域にとっては大変有効な手段であると考えますが、正直言って、地域によって被害対策に対する意識に温度差があるのが実情です。これはやはりそういうことになるかと思えます。出没の多いところと、ほとんどないところと当然あるわけでありまして。鳥獣被害対策については広範囲の集落住民の皆さんの協力、まとまりが大変不可欠だということでありまして、より多くの地域で啓発活動を行う必要があると考えています。

いろいろ今回の事象も見て、先ほどの永井議員のご質問にもお答えしましたが、これには

本当に対処療法だけでない、こういう啓蒙活動も含めた、そしてもっと言えば、自然環境の問題まで及ぶ本当にもものすごいテーマだなというふうに考えておりました、これらに皆さんと一緒に向かっていきたいと思っております。以上です。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 鳥獣被害対策の充実について

ありがとうございました。今、答弁をいただきました。この鳥獣被害対策については、先ほどの8番議員のときにも里山の整備にも着手しているという答弁をいただいています。本当にそういったことが重要ですし、今、市長から地域によって温度差があるというお話もいただきました。初日の3番議員の防災対策の質問に対して、市民の意識が高まらないと難しいという発言がございましたが、まさに防災だけでなく、この鳥獣被害対策も本当にそういうことだろうというふうに思っています。

ですから、なおのこと、啓蒙活動といいますか、専門家による地道な啓蒙活動。当市では最初ですか、船ヶ沢新田で集落診断も含めて、あれだけの電気柵をやって、もう数年全く被害がないという状況にまでなっているわけです。そういった成功例も含めて、例えば新聞報道でも阿賀町のツキノワ熊ミーティングですとか、上越の鳥獣対策リーダー研修会、これらもやっているようです。その辺の、専門家による勉強会、啓蒙活動、そういったのもぜひ取り入れていただきながら、緊急時にはいろいろな課から対応をいただいて、緊急時に対応する人員配置など到底できないわけですから。

ただ、日常の、集落環境の整備だとか、集落の皆さんへの啓蒙だとか、研修会の開催だとか、そういった体制。それから猿追いだとか、それらも含めて、なかなか今の人員ではもういっぱいになってきているだろうというのも含めて、どういった手があるのかあれですが、人員体制も含めた整備。それから専門家によるそういった活動。最近ちょっと停滞しているかに聞いていますが、その辺の充実について少し、どうお考えか、一言で結構ですので、お願いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 鳥獣被害対策の充実について

先ほど答弁したとおりですが、庁内の人員の問題については、なかなかすぐ対処するのは非常に難しい。お約束はちょっとできません。が、議員がおっしゃるほかのところについては、そのとおりだなという思いがありますので、これは先ほども答弁いたしましたけれども、前向きにやっていかなければならないというふうに思います。

人員が足りないところで増やすという感覚ではなく、先ほど言った、例えば今回の熊の市街地への出没というのは、もう市町村や、そして猟友会がやっている仕事ではもうない——当然、協力はします。しかし、これまでにありませんが、公的な機関が、きちんとした対処ができる部隊というか、そういったものの創設が、もうそこまで来ていますという話をさせていただいているということでもあります。それも含めて人員の増、体制の強化というふうな中で、やっていかなければならないというふうに考えています。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 鳥獣被害対策の充実について

わかりました。今後の被害対策も含めて、ぜひ、力を入れて取り組みをしていただく、このことを期待して次に移りたいと思います。

市内では電気柵は、大変有効だということで市長からも答弁をいただいておりますが、これも設置してかなり年数がたっています。一番早いところは今年度でちょうど8年を迎えるわけですけれども、いわゆる耐用年数が過ぎるということになってきます。ただ、これも維持管理も含めて、全部市がどうこうするということには当然ならないわけですけれども、ただ、それが8年を迎えて地元負担も大変だという状況の中では、継続していかなければならない方策の一つだというふうに思っているのですが、これらの取り組みの継続に向けた対応といえますか、お考えがありましたら最後にお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 3 鳥獣被害対策の充実について

2つ目のご質問ですけれども、平成24年からこの国の補助事業を活用して、電気柵に取り組んだ。現在約19キロメートル、かなり増えたのだなという思いです。そして、34の地区で設置をされています。そういった設置をした場所については、皆さんの手入れから何から大変、難儀していることは見させてもらったりして思っているのですけれども、よく頑張っていると思います。その皆さんのお言葉ですと、電気柵についてはほぼ100%、被害を防止してきているというお話を伺っています。非常に効果のある対策です。市では毎年各行政区に……（何事か発言する者あり）

今後とも必要とされる場所への設置につきましては、国の補助事業を活用して進めてまいりたい。これにどういうふうに上乘せができるかという議論は、これから皆さんとも詰めていきたいと思います。

○議 長 2 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 3 鳥獣被害対策の充実について

わかりました。ぜひ、これが継続されて、8年たった後も有効な対策となるように取り組みをいただきたいと思います。終わります。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位15番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 傍聴人の皆様方におかれましては、師走の何かとお忙しいところ、お越しいただきまして、ありがとうございます。それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。

1 同一労働同一賃金について

今回の第1項目ですが、多くの市民に、直接、間接的に関係いたします、同一労働同一賃金についてであります。

パートタイム・有期雇用労働法による同一労働同一賃金は、大企業では2020年4月から、

中小企業については2021年4月から導入されます。これにより正規雇用と非正規雇用での基本給、退職金、賞与など、あらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。有期雇用労働者、パートタイムの非正規雇用者にとっては、一概には言えないが、収入増が見込まれ、モチベーションは上がると思われそうですが、重要度及び職務上の責任や担当業務の範囲など、負担が増える可能性があります。一方、経営者にとっては大変大きな負担が予想され、雇用確保、経済の停滞が懸念されます。

さらに今回の法律、パートタイム・有期雇用労働法の浸透状況により、施行時での混乱が予想されるところであります。また、地方公務員についても非正規雇用での給与体系の見直しの条例制定が各自治体にて予測されています。そこで、市長の所見を以下に伺います。

- 1、同一労働同一賃金の施行による南魚沼市全体への経済及び雇用形態の影響はどうか。
- 2、地方公務員の非正規雇用の待遇の見直しでの財政面、人員体制の影響を想定し、対応策は取られているのか。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、吉田議員のご質問に答えてまいります。

1 同一労働同一賃金について

同一労働同一賃金の件であります。大変な、いろいろなテーマでちょっと長くなりますので、よろしくお願いします。

働き方改革の1つであります、この同一労働同一賃金制度の導入の目的が、非正規雇用者の処遇改善を行うことで、全体の平均賃金を上げまして、国民消費の活発化をすることによって日本経済の成長力の底上げを図る、これがテーマであると考えます。また、雇用形態に関係なく、仕事ぶりや能力等に応じた処遇を受けられるようにして、多様な働き方の実現、労働者の皆さんの意欲、生産性の向上を図ることも狙いとなっています。

この賃金格差につきましては、厚生労働省が毎年6月分の賃金状況について公表している、ちょっと長い名前なのですが、賃金構造基本統計調査の平成30年結果によると、国全体で正規雇用者の賃金が32万3,900円に對しまして、やはり非正規雇用者はずっと少ない、20万9,400円となっています。国であります。雇用形態間における賃金のこの格差は、率で言えば正規雇用100に対して非正規雇用は64.6%にとどまっている。今ほどは平成30年。ちなみに平成25年を申し上げますと、これが正規雇用31万4,700円、非正規雇用は19万5,300円。格差は62%だったことから、本当の微増ですけれども、2.6%引きあがっているということでもあります。

また、今度は新潟県になりますが、新潟県の就業構造基本調査結果によりますと、平成29年の県内における全雇用者数は、963万3,000人。これに対し、非正規雇用者数は336万2,000人で34.9%となっております。仮にこの非正規雇用者人数に、その前にお話をした賃金差額の11万4,500円をかけると——ちょっとややこしくて済みません——1か月当たりで約

3,850 億円増加すると仮定でき、年間では非常に大きな人件費の増加になるものと考えています。

まだ施行前でありまして、議員がご質問の、市全体の経済や雇用形態への影響がどうなるかということは、予測はちょっとしかねますけれども、一般的には非正規雇用を含む労働者全体の賃金が上昇すると、当たり前のことですが、企業側にとっては、まずは人件費の増加が大きな負担となってあらわれると考えています。このことから利益の増加が見込めないと、人員の削減、または正規雇用者の賃金引き下げが行われる可能性は否めないのではないかと思います。

ただ、経済は生き物でありますので、その後どういうふうに変わってくるかというところまでは予測しきれないと私は思います。いずれにしましても、中長期的には正規・非正規雇用や終身雇用といった従来の日本的な雇用形態にも大きな影響を及ぼしていくというふうを考えているところでございます。

2つ目のご質問であります。今定例会の初日に議決をいただきました会計年度任用職員制度が、今ほどもなっております、これから制度が改まりまして、来年の4月1日から導入され、地方公務員の非正規雇用者の勤務条件が非常に変わるということでございます。そしてこれに伴い、改正後の要件を満たさない非常勤特別職、それから臨時的任用職員、また、一般職の非常勤職員については、会計年度任用職員その他に移行することになります。会計年度任用職員は、正職員に準じた給料表により、給料そして報酬を支給すること、また期末手当の支給が可能となるほか、休暇制度などが拡充されるということから、非常勤職員の待遇見直しが図られます。しかし、一方では人件費の増加による財政への影響が見込まれます。

そして、人件費の増加分をどう補っていくかということを考えてとき、非常勤職員の人数を減らすということも1つの方法ではありますが、業務量などを考慮すると、なかなか難しいのが現状だと考えております。まずは超過勤務の削減など、各分野でできる限りの支出の削減に努めていくこと、これが第一であり、また唯一の道ではないかと考えております。

国では地方財政措置については検討中と、こういう話でございまして。今後も必要に応じて全国の市長会やそして県などを通じ、財政措置について国に要請していかねばならないと考えています。

人員体制については、毎年、所属長へ非常勤職員配置のヒアリングを行ってまいりまして、適正な勤務の形態、または人員配置などに努めています。これは私も市長職になって、本当にここまでかというほど細かい議論を尽くしながら、この配置についてはやっております。そして引き続き事務事業の廃止を含めた見直し、民間委託の推進などによる業務改革を進めていくこと。これによって効率的な行政体制の実現に取り組んでまいりたいと思います。

影響はありますが、市民に対するサービスを低下させるわけにはまいりません。この辺のところでお金だけでサービスが低下するものだけでも考えておりませんし、さまざまな方策、アイデアを駆使しながら、今ほど申し上げた、そういうサービスが低下をしないように、し

かし、労働環境をよくしていくということも含めて、大変難しいテーマではありますが、取り組んでいくということでございます。

○議 長 吉田光利君の質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時10分といたします。

[午前11時50分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後1時10分]

○議 長 吉田光利君の一般質問を続行いたします。

4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 同一労働同一賃金について

難しい質問だったと思うのですが、今ほど市長より真正面から答弁いただきました。私も全く同じ同一の見解でございまして、長期的にはいい法律かなというふうに思っていますし、短期的には混乱があるかなというふうには思っています。そんな中でほとんど再質問の余地はないくらいですけども、何点かちょっと再質問させていただきます。

今、導入されるわけです。間近に迫っているわけですけども、その場合、どうしても労使間のトラブル等も発生する可能性もあるのです。行き違い。この法律はなかなか難しい問題がありまして、多分に予測されます。そうした場合には労働基準監督署、ハローワーク等に相談に行くかと思えますし、また、市役所のほうにも出向くこともあり得るということもある。また、大きな市民の問題でもありますので、当然、市としても、行政としてもやはり関係機関と連携しながら情報を共有して、一緒になって、その内容については対応するというようなことが必要ではないかと私は考えるのです。産業振興部あたりになるのかもしれませんが、多分に関係機関との情報のやり取り、あるいは今、取り組んでいる内容があれば、お伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 同一労働同一賃金について

質問にお答えします。多分、そういうことがあるのではないかと思います。民間さんから、行政に向かって、あるかと思いますが、具体的なことにつきましては担当の部課長のほうから答えてもらうことにします。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 1 同一労働同一賃金について

他団体との連携という話になりますけれども、現在ではまだ制度等がかなり整備されていない関係から確定はしていません。ただし、労使間双方が相談できる、働き方改革推進センターというものが県等にもできますし、それから労働基準監督署と連携した中で制度の周知徹底等に努めなければならないと思っております。

実際にこの制度が実施された段階で変化する点というのがございます。3つあるのですが、1つについては行政による雇用確保、それから裁判外紛争の手続の整備というのがあります。

これについては県の、主に都道府県の労働局が実施しますので、そこについての連携も含めて生じてくるだろうと思っております。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 同一労働同一賃金について

連携があるということで安心いたしました。実は冒頭にお話ししましたけれども、大企業は来年の4月からです。再来年から中小企業という話をさせていただきました。中小企業が来年から関係ないというふうに捉えるのは間違いでございます、実は派遣業界も来年の4月からになるのです。個人事業主、あるいは小さな工場、いろいろな事業主があろうかと思えます。中小企業があろうかと思えますが、かなりの派遣社員さんがいらっしゃいます。それが全て同一労働同一賃金が適用されるのです。

そんな中で今、大変理解がまだまだ浸透してなくて、いろいろ混乱が予想されているところなのですが、今、新聞などを見たり、報道されているのですけれども、最低賃金のアップの中小企業については補正予算を組むとか、来年度の一般会計予算についても、中小企業において賃金を上げるところには補助をしていこうという動きもあるわけなのです。というようなことがありますので、ぜひとも、非正規雇用労働者もありますけれども、事業主に対してもそういった目を、アンテナを張りながら、行政としても取り組んでいただければなどというふうに思います。

1項目については以上ですが、2項目について進めさせていただきたいと思えます。地方公務員の関係でございますが、先ほどご説明がありましたけれども、この法律は、民間に適用されるのでありまして、公務員には適用されません。パートタイム・有期労働雇用法ですけれども、これは公務員には適用されません。というようなことから、先ほどお話がありましたけれども、うちの市としては、可決された第95号議案ですか、この4月から会計年度任用職員についてということでありましたけれども、これが民間の今言った法律に照らし合わせると、かなり整合性を持ってきていますが、まだまだそれに比べると完全ではないのです。かなりまだまだ民間のほうが、一緒にするという点においては厳しい内容になっています。

そこで、お伺いしたいのですけれども、シミュレーションにはなるかもしれませんが、これを民間の今の法律に当てはめた場合、南魚沼市としますと、該当する人員、対象人数、あるいは1年間の固定費、人件費の増額、ざくっとどのくらいになるのか、試算がありましたらお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 同一労働同一賃金について

ちょっと質問させていただきますが、今ほど議員は民間のことに置きかえた場合という話をしましたが、当市がこれから、先ほど条例でやらせていただいた会計年度任用職員の場合ということで、答弁の仕方は受け止めていいですか。民間に置きかえてというのはちょっと私はわからなくて理解できない。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 同一労働同一賃金について

民間の場合はほとんど全部対象になりますよね。例えば市役所の場合は再任用職員等は、今の会計年度任用職員に適用されていないと思います。60 歳以降の再任用とか、そういうのは今の第 95 号議案には入っていないような気がしているのですけれども。そういうものも全部ひっくるめた場合のことですね。例えばの話。

○議 長 市長。

○市 長 1 同一労働同一賃金について

この件につきましては、私がちょっと全部答えられないところもありますので、担当部課長のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 同一労働同一賃金について

済みません。会計年度任用職員の制度が来年、施行されたらという試算で、ということでお聞きいただきたいと思います。対象の支給人数、ことしの 4 月末日現在の人数から、来年度、期末手当が支給されるだろうという人数を試算して、人数が 495 人ということで、それをベースに試算しますと、令和 2 年度、今現在よりアップする分が、ほぼ期末手当分ですが、それにかかる共済費等も含めまして、およそ 5,700 万円と試算しております。が、翌年、令和 3 年になりますと、今度は期末手当の期間率が満額になりますので、そうすると大体 8,700 万円、年間で現在より増えるというふうに試算しております。以上です。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 同一労働同一賃金について

再確認ですけれども、先般、第 95 号議案の中で 530 人くらいの対象者がいるというお話があったのですが、そのほかの今言った対象外の人数というのは、いかほどになるのか、もう一度お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 同一労働同一賃金について

多分、あのとき話をしたのではないかなと思っているのですけれども、ちょっとその辺うる覚えで申しわけありません。担当の部長、課長に答えさせます。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 同一労働同一賃金について

第 95 号議案の際は、530 人くらいというお答えをしたと思いますが、期末手当を支給する対象者、今のところ 1 週間の勤務時間数が 20 時間以上の職員ということで想定しました。このたびは 495 人という試算にしておりますので、週の労働時間が短い人がそこから除かれているというふうにお考えいただければと思います。以上です。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 同一労働同一賃金について

わかりました。もう一点お尋ねいたします。多分、この再任用もありますけれども、地方公務員の場合は、今の非正規雇用者については、仕事を補助作業的な内容とか、ある程度の枠で上限を決めて設定しているかというふうには私は受け止めているのですけれども、そうすることによって正規雇用者との仕事の分担が変わると。正規雇用者はレベルの高い仕事、非正規雇用者はそれに比べるとレベル的にはちょっと低い、下がる仕事、補助的な作業というふうに分けて区別しているのかもしれませんが、今のその制度によって逆に、非正規雇用者が非常に能力があって、力があって、やれるのにそういう制限ができてしまうというような心配がちょっと感じられたのですけれども、そういう矛盾はあるのでしょうか、ないのでしょうか。お尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 1 同一労働同一賃金について

これにつきましても担当の部長、課長に答えさせます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 同一労働同一賃金について

議員がおっしゃいますように、まず、私どもの非正規雇用の方については、補助的な業務をしていただくという位置づけでございますので、厳密な意味での同一労働同一賃金には当たらないのではないかとということが1つあります。ただ、現実を見ますと、正直、そうかと言いきれない部分もあるのは事実だと思います。職場によっては正職員、それから臨時職員の業務にほとんど差がないというようなところもあります。そういう矛盾があるわけでございますけれども、制度上の制約もあります。

ですので、表現が少し不適當かもしれませんが、できれば、正職員が必要な部署については正職員を増やせば、という考えも一方ではございますし、午前中、市長が答弁でも申し上げましたように、今の人員管理計画ですとか財政計画等を考えると、正直、なかなか難しい部分もございます。

最終的には生産性を上げてという話にもなるのでしょうけれども、私どもの仕事はやはり最終的には職員と市民の皆さんとの間の仕事でございますので、生産性を上げる、あるいは積極的に昔で言うOA機器を導入して機械化をしていく。できるところと、できないところがございまして、現実を考えるとなかなか難しいというところが正直なところではございます。済みません、答弁になっていないかもしれませんが、正直なところではございます。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 同一労働同一賃金について

今ほど答弁をいただきましたけれども、非正規雇用者も頑張りによって新しい道が開けるという、広い南魚沼市の体制があるというふうに理解していますので、その方向がよろしいのではないかと気がしています。

市長の答弁の中にありました。もっともだと思っていますが、民間も同一労働同一賃金に

よりまして、人件費、労務費がかさむと、どうしても利益を削って、あるいは経費を削って努力するわけです。市役所についても先ほど言ったように適正配置、ヒアリングをしたり、今言ったOA機器の見直しをやったり、いろいろ民間に尋ねるところは尋ねるというお話がありました。これがどうのこうのではないと思いますけれども、ぜひ、これをチャンスと捉えて、作業効率に取り組んでいただければというふうに考えております。市にとって、市民にとって、職員にとって、三方ハッピーになることを、この同一労働同一賃金に期待しております。

2 公共施設の緑化対策について

といったことで、次の大項目に入らせていただきます。公共施設の緑化対策について。スウェーデンのグレタ・トゥーンベリさんの国連での環境演説の一部に、「あなた方は人気低落を恐れるあまり、環境に優しい恒久的な経済成長のことしか語りません」。また、「若者たちはあなたの裏切りを理解し始めている」。全てを肯定するわけではありませんが、衝撃的な演説でした。

昨年12月議会にて、私は一般質問でも発言させていただきましたが、世界が団結し、取り組んだフロン規制効果により、国連予測でオゾン層の回復が報告されています。一つ一つの取り組みの積み重ねが大きな成果につながったすばらしい事例であります。一人一人の意識の大事さを改めて認識したところでもあります。地球の温暖化について、近年の異常気象も重なり、非常に関心の高いところでもあります。こうした環境保全に取り組む社会背景の中で、市の環境保全に関連した質問をさせていただきます。

南魚沼市緑地保全条例において、「市長は、良好な環境を確保するため公園、広場、学校、保育所、道路その他の公共用地の緑化に努めるとともに、市の緑化の推進に必要な施策を行うものとする。」と示されているが、現状の維持管理の実態を踏まえて、以下にお伺いいたします。

1、公共施設建設に伴う緑化の方針と具体的施策はどのようになっているのか。2、市の公共施設にある樹木の維持管理体制は有効に機能しているのか。

以上、お尋ねします。

○議長 市長。

○市長 2 公共施設の緑化対策について

それでは、吉田議員の2つ目のご質問にお答えしてまいります。

公共施設の緑化対策であります。まずは、公共施設建設に伴う緑化の方針、それから具体的な展開はどうかということでもあります。このことにつきましては、学校、例えば保育園施設の建設時において統一した緑化方針などは、今のところ特に定めてはいないというのが現在の状況です。学校の敷地内には記念樹などの樹木が多くありまして、花壇、またはプランターなどに花を植え、それぞれに緑化活動を実施しているというのが現状です。

公園、道路につきましても、同様に具体的な方針、またはその展開などは特に定めてはおりませんが、地元の関係者の意向を伺いながら、整備の方針を固めていきたいと考えていま

す。また、これは市ではなくて、開発行為などによる開発が行われるという場合には、一定面積の緑地を確保することなどが、制度として義務づけられていますので、適切な指導を行政としてお話をさせていただくということになります。

2つ目のご質問の、樹木の維持管理体制は有効に機能しているかという問題であります。公共施設における樹木の維持管理体制についてということであります。学校施設では、樹齢30年を超える樹木が非常に今、多い。これは当然だと思います。一方、枝の剪定等に変苦慮しているのが実態です。現在、寄せられる声は新たな植樹よりも、伐採してほしいという要望が多い。これが実際の姿であります。

保育園についても同様で、枝などが伸び過ぎて対応に苦慮しているのが現状だということでございます。

公園については雪解け後の時期と利用者が増加をする夏休み前、こういったときを目途にしまして点検を実施しています。一部の公園では、設置者である国、県と合同で点検を実施させていただいています。その際に樹木の状況も確認しています。当然でありますけれども、台風などの暴風雨が予想される場合には、その前後に巡回を行わせていただき、倒木の処理、または枝の撤去、危険箇所の立ち入り禁止の措置など速やかな対応を心掛けているところでございます。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

それでは、何点か再質問させていただきます。きのうの、ある議員にご答弁いただいた内容の中で、樹木は熱中症にも日陰で非常にいいというような話にもちょっと触れておられました。

ことし、八海中学校で熱中症が発生しました。僕も自分の地域なものですから運動会に参加させていただいていたのですけれども、要するに、学校に樹木というか、木陰が少ないような気がするというような声もありますし、私も実際そういう感じはしていたのです。市民のそういった声が少なからずあるのですけれども、その辺、僕は今の条例等、緑化法に適應していないとは全然思っていません。緑化法にはきちんと適應しているのだというふうに思っています。ただ、樹木がもう少しあったほうがいいのではないかという声もあることは確かなので、その辺について、ご見解がありましたら、お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の緑化対策について

昨今は、例えば庭をいじれる若い世代はなかなか——例えば結びとか、囲いも含めて見るのが少なくなったように感じておられると思います。やはり、例えば樹木の持っている心の癒やしとか、例えばその景観の美しさとか、それよりも機能優先というか、なるべく管理が楽なようにという傾向が強まっているように、私は思っています。私は囲ったりする、囲いのこととかが本当は好きなのですけれども。父は1本も木を切らせてくれない父親でした。

なので、そういう思いはあるのですけれども、市長という立場になって耳を傾けていますと、今、吉田議員が言われているような機能、樹木の持っているそういったこと。市民からも、大切にせよと、剪定等には本当に心を砕けという声も聞こえてきているのですけれども、残念ながら圧倒的に、その管理上のほうが上回っていて、これは邪魔だ、枝を切れという話のほうが圧倒的です。はっきり言って。

こういうことですがけれども、それは非常に残念に思っています、ならば、そこの方向だけに進めていいかということですが、そうは思っておりません。なので、なるべくそれを両方——極端なことにだけ走るのがいいとは思いませんので、基本的にきちんとした管理ができるように、それぞれの部署で頑張ってもらいたいという思いであります。

答弁になったか、ちょっと足らざるところがあるかもしれませんが、そういう思いですがけれども、現実のこととして今、お伝えしています。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

答弁のとおりだと思うのです。樹木があったほうが良いと言う人もいれば、邪魔だと言う人もいます。邪魔というよりも、表現が悪いのですけれども、安全のこととか、今言ったように落ち葉がどうのとか、いろいろあります。枝が大きく垂れて危険だという話も聞いています。その辺は総合的に判断して、行政のほうも執行していただいているのだというふうには理解しております。

緑化といっても、やはり安全が第一というのは、私も十分にわかります。その中で、やはり安全と、今言った景観的な問題、それと緑化の問題ですね。二酸化炭素がどうのこうのと言っています。一つ一つの積み重ねがやはりそういうところに結びつくわけですが、そのバランスですよ。そのバランスでよしあしをジャッジするわけですが、このジャッジの方法について質問させていただきたいのですが、当然、公共施設には市役所もあつたり、学校もあつたり、市民会館もあつたり、いろいろな広場があるわけです。そこに管理者がいるわけですが、これは一元管理なのですか。それとも、そこだけの管理元の管理なのですか。まず、そこを1点お伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の緑化対策について

昨日の勝又議員のときにもお答えしていますが、それぞれ管理はいろいろあります。例えば財政課が管理している市役所の周辺の部分です。それから、そうではないところ、保育園のところだったらまた違いますし、学校は違いますし、それぞれにあります。これはきのうの答弁どおりであります。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

条例にこだわるわけではないのですけれども、いろいろな決裁をされる場合は、当然その組織があつて、係長がいて、課長がいて、部長がいて、という形が積み重なると思うので

す。この木を伐採したい、この木を片付けたいというのは当然、提案が出て、決裁が下りるわけだと思うのですけれども、その最終決裁というのは、今、どんな状況なのでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の緑化対策について

施設管理者ということになるかと思えます。最終的な決裁ですよ。私のところに上がってくるということは、ほぼありません。なので、そういうことになるかと思えます。ただ、そこにいろいろな、トータルとしての、でも条例もこういうことが定められていますね。市長は、ということで始まってくる条例があります。いろいろ考えるところはありますが、現在はそういうことをございます。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

当然、市長が一々どうのこうのということはない。そのために組織があるわけで、そのために課長もいるので、部長もいるので、と私は思います。条例でこういうふうに定めてあるわけですし、条例の管轄元があるわけですから、私はその施設管理ごと、施設管理ごとの管理は、非常にそれはよろしいかとは思いますが、少なくともそれを1つにまとめるところがあってしかるべきかなという、そういう意味での一元管理が必要ではないかと思うのです。提案したいと思うのですが、その辺いかがでしょう。

実は今回、市民会館に桜がありましたと。こういうことで、これは伐採しましたというのが、本庁の管理元にきちんと報告書が上がるということが、僕はあってしかるべき、この条例の意味合いではないかという気がするのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の緑化対策について

議員の思われているというか、今のお話の趣旨は、多分、私は理解していると思えます。これまではそういうことでしたということです。これからも、なかなかそれを、では最終的には市が管理するのが、一番は市長になりますから。ということですが、全部をそうできるかというところまで約束はできませんが、トータルなそういう今のご指摘の緑地の、条例があったり、そして、先ほど私がお話ししたとおり、管理上の元だけで判断できるかということも含めて、それは全庁的な思いを統一させてやっていかなければならないと思えます。

そういう意味ではどこの部署でも、どこかにそれを管理する人間ができれば、ということにはなかなかすぐには直結できないと思うので、これはご意見として承りまして、これからそういう視点でやっていくところが大事だということを、全庁の中で意識づけをしながら進めていくことかと思っております。これ以上のちょっと答弁はなかなか難しいので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

よろしく申し上げます。先ほどの答弁であったのですけれども、雪消えと同時に見回りとか、台風のときは危険がないように回るとかというお話で、先んじていろいろな手を打っていますというご説明がありました。反面、市民からここは危ないぞと、どうだよという要望もたくさん来ているというお話もいただいたのですが、やはり予防管理だと思うのです。定期的に雪消えの5月にはやるとか、7月にやるとか、囲い時にやるとかというのを、決められているのだと思うのですけれども、そうすることによって安全も確保されるし、その木の成長もチェックできるわけです。

これが本当にうまく維持管理が回転されていれば、市民からどうのこうのという声は少なくなるのではないかと思うのですけれども、その辺、いかがでしょうか。今の点検業務というか、パトロール制度といいますか、そういったことがきちんと維持管理されているのかどうか、再度お伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の緑化対策について

担当部もちょっと答えにくいと思うので、私のほうから答弁させていただきます。そういう旨、今、しっかりと受けとめさせていただきました。以前からも、市民の方で非常に木のことを大事に思っている方もいらっしゃいますし、そういう方からはいろいろなご意見もいただきます。逆のほうもあるわけなのですけれども。

しかし、私の考えは先ほど言ったように、極端なところにおいてしまってはならないというふうに思っています。そして、樹木は大変やはりすばらしいものであります。そういうことの中で、先ほど言った管理の部分はそれぞれに違っておりますので、その施設管理者に対して私のほうからも、また特段の話をさせていただく機会を設けて、今のこの答弁を聞いていけばもうわかるわけでありますが、そういうことが伝わっていくように努めてまいりたいと思っております。ご意見としては大変ありがたいと思えます。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

最後の質問をさせていただきたいのですが、この条例の中で、「保存樹木等の指定」という項目があるのです。多分、文化財だとか、景観的なものとか、歴史的なものを意味すると思うのですが、保存樹木を市長が指定しまして、表示しまして、台帳を作成して保管するという条文があるのです。

市長は3年、4年目に入るわけなのですけれども、新しい市長になりましてから、この3年間の間に、指定するような樹木というか、そういうものがあったのかどうか。それだけちょっとお聞かせいただければと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 公共施設の緑化対策について

私になってからはないと思えます。こういう指定——条文ももちろん当然見ておりますが、この保存樹木というのはありますけれども、私になってからは指定はございません……。そ

れでは、ないと思っているのですが、担当の部長、課長に答えてもらいます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 公共施設の緑化対策について

条例にありますように、保存樹木に関しましては台帳をつくって管理しております。一番新しい指定が、昭和 57 年 9 月 16 日であります。要は昔の旧六日町の時代に指定をしたものをずっと引き継いでいるという内容であります。現在 22 か所において存在しておりまして、木の本数は 116 本というふうに勘定しております。以上です。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 公共施設の緑化対策について

びっくりしました。そんなにいっぱいあるんですね。立派な条例があるわけなので、ぜひ、今までどおり整合性を持たせながら、環境保全の取り組みを期待しまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 16 番、議席番号 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 発言を許されましたので、通告に従い、一般質問を行います。

1 新ごみ処理施設建設について

壇上からは、新ごみ処理施設建設についてであります。11 月 15 日に市長に国際大学用地内のごみ焼却場建設反対についての要望が、地域環境を守る会の代表から手渡されました。昨年 6 月 21 日に 449 人の署名を添えた請願がなされて、1 年半がたとうとしています。願いは実現に至っていません。地域の揺るぎない決意を示し、新たに国際大学の学生、卒業生 403 人の署名を添えて、ほかに用地の選定を始めるよう、強く求めています。また、12 月 20 日までに書面での回答を求めています。

第 1 問目の質問であります。今日の事態に至った経緯、経過を添えて回答すべきと考えるが、所見を伺います。

(2) です。当初計画からずれ込んでいますが、今後のスケジュールを伺います。

(3) です。私たちは 10 月 26 日にコミュニティホールさわらびをお借りしまして、ごみ問題学習会を開催いたしました。150 人の参加でしたが、参加者からは大変好評でありました。講師の岩佐恵美さんからは、3 R、要するにリデュース、リユース、リサイクルは、住民の協力を得て初めて実現ができるものであると。また、自治体は住民の力を最大限に引き出す努力が必要であると。広域処理は、ごみの減量どころか、焼却炉規模が最優先で、焼却炉建設がひとり歩きをしてしまうと。広域処理は関係者で全てお膳立てされ、住民には結論だけが押しつけられる。広域処理は住民の意識を低下させ、ごみ問題に無関心の傾向に拍車をかけ、ごみ処理は他人ごととなる、などの示唆を与えられたところでもあります。

また、2 市 1 町の現状の指摘を受けました。資料を私たちは届けておきましたが、以下 5 点について質問をします。

①です。1 日 1 人当たりのごみ排出量が多く、直接搬入が多いとのことだが、所見を伺う

ものであります。

②であります。リサイクル率をはるかに低いということだが、これについての所見を伺うものであります。

③事業系のごみの割合が非常に高く、事業者らみずからの処理責任、この徹底で受け入れ制限すべきとの助言もいただいたところではありますが、所見を伺います。

④焼却施設の規模縮小で、環境負荷、健康被害を最小限に抑えるべきであるということをお願いしましたが、所見を伺います。

⑤であります。ごみ処理施設建設費、維持管理費等の財政負担の軽減で、住民福祉、教育、生活支援の拡充を図れるとの示唆をいただきましたが、所見を伺うところであります。

以上、壇上からの質問にかえます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。
市長。

○市 長 それでは岡村議員のご質問に答えてまいります。

1 新ごみ処理施設建設について

新ごみ処理施設の建設に当たってということでございます。まず1点目は、今日の事態に至った経緯・経過を添えて回答すべきと考えるが、ということであります。新ごみ処理施設の整備につきましては、国際大学さんの用地内を建設予定地として選定し、昨年3月からことし3月にかけて、周辺集落を対象にした説明会を開催し、私どもが言っている1巡目、そして2巡目を合わせて34の会場で、住民の皆様への疑問、不安にもお答えしてまいったつもりであります。

処理施設の安全性については、1巡目では、やはり大変な皆さんからのお声でした。中には乳飲み子の赤ちゃんを抱っこして、私に対して、この子の将来に責任が取れるのか。もしくは、とんでもないことを、というような話の向きの方もいらっしゃいましたし、いろいろな声があった。これは事実であります。しかしながら、2巡目に至る中では、そういう声はだんだん薄れてまいりました。これは、この間の大きな私は成果であったかなというふうに思っています。

なかなかしかし、農業への風評被害の問題、または一方で安全性、そして交通の集中の問題、そして農業被害、風評被害を主にした、この3点が大きなテーマだったろうと思っているわけですが、特に農業の風評被害の問題と交通量の増加の対策に対しては、ご理解がなかなか得られず、基本的には建設反対の請願書を提出されました、4集落の皆さんの考えは、お話いただいた11月15日に至っても、変わっておりません。

今年5月の周辺集落の区長さん方に——どうしても区長さん方は入れかわりがございませぬ。こういう中で5月を待ちまして、この地元の皆さんに対して、地元の協議会というような形が設置できないか、その場で冷静にご協議もいただき、我々だけが一方的に話すのではなく、そういうことができませぬでしょうかということ、そして、その上で周辺集落の皆さんの総意を取りまとめていただきたい、このことも申し添えてきたわけでございますが、委員の

選出がそれぞれ困難である等の理由で、その方向も難しいものになっています。それ以降、市役所庁内及び2市1町、これは魚沼市、湯沢町さんと検討を重ねてまいりましたが、いまだ結論に至らないというのが現状であります。

お話のとおり、11月15日に、周辺4集落の代表者の皆さん、そして、国際大学の学生有志の方々が市役所を訪れられまして、改めて別の場所に建設地を求めるように、との要望書—ごみ処理施設そのものに反対ではない。しかし、別のところというような内容の要望書を提出されました。国際大学の在校生はもちろんであります。卒業生の方を合わせて403人の電子メールによる署名簿が提出されたところであります。このことは先の社会厚生委員会でも報告をさせていただいたところでございます。報道などにもたくさん出ているということでございます。

岡村議員もその場におられましたので、会見の内容はご存じだと思いますが、要請、要望に関しては、私はその場で、当然重く受け止めますと。そして、回答期限について、12月20日までの回答を提出された皆さんは求めたわけですけれども、その席上で、これは南魚沼市単独で判断をできる内容ではなく、そして12月20日の回答の期限につきましても、私としてはことしの年度当初から今年度中に結論を出すと言明してまいりました。このこともお伝えをし、それを待っていただきたい旨をお伝えしました。それは不服はあるかもしれませんが、私としてはその場での私のほうの話す内容を、皆さんはご理解いただいていると思います。

黒滝議員への答弁でも申し上げたところでございますが、現在、最終的な検討に入っているところであります。周辺集落の方々には多大なご心労をかけてしまった。我々が持ち込んだ話でありますので、大変心労をかけていることにつきましては、十分、承知しているところですが、最終結論までいましばらく猶予をいただきたいと考えているところでございます。

2つ目の当初計画からずれ込んでいるというご質問であります。今後のスケジュールにつきましては、まずは建設地が決定しなければ前に出ません。地域計画の提出は年に1回であります。12月に国に提出をする。これは年に1回のことです。ここが遅ければ1年遅れになるということになるわけですが、この提出と承認があつて、そして環境影響評価—環境アセスメント、そして基本の設計、これがいろいろなことが言われておりますが、とても手をつけるわけにはいきません。まだそんな状況なのであります。実施計画の策定、それから本体工事があつて、最低でも7年とか8年、恐らく8年かかるとされています。近年の同様の建設の事業が全国で今、至るところで行われているわけですけれども、激甚災害等が続いている今の日本列島、これらのこともありまして、今、私は7年ないしは8年と言っていますが、10年もかかっている例もざらにございます。そして、建設地の決定とともに、スムーズに手続が進められるように、本当に私どもは真剣に前向きにやっていかなければならないということでございます。

3番目の問題であります。ごみの問題の学習会を、共産党の皆さんが行った。資料もいただきました。新聞報道もありました。見ております。全て読ませていただいております。平

成 29 年度の南魚沼市 1 人当たり、1 日当たりのごみの排出量というのが、1,143 グラムということであります。県内平均では 1,017 グラムでしたので、多分、岩佐先生もご指摘されておりますが、県の平均よりも若干上回っている数字です。県内で 1,000 グラムを超えている 17 市町村では、もちろん当市よりも多い市町村もあります。

この排出量には、家庭から排出される生活系のごみ、そして一方、事業所などから排出される事業系のごみが合算されています。生活系のごみの排出量だけを見ますと、南魚沼市では 634 グラム。県内では排出量が少ないほうから、実は南魚沼市は 11 番目。これを岩佐先生は指摘されたかどうか、そこは別に私が申すこともありませんが、と思います。県平均は 692 グラムです。しかし、事業系のごみが多いということから、結果として 1 人 1 日当たりの排出量が多くなっていると考えています。

また、直接搬入が多いというような指摘もあったかと思えます。直接、処理場に持って行く。これは本当に多いと思います。県平均が 9% であるのに対しまして、当市は 27% です。本当に多いと思います。直接搬入の比率と 1 人当たりの排出量とは、明確な関係性があるとは必ずしもいえるのか。軽トラックなどの搬入に適した車両の所有率が、当地域は多分、よそよりもすごく多いと私は思います。さきの車のナンバーのときに、いろいろな思いを私はめぐらせたのですけれども、軽の自動車がここは圧倒的に多いと私は思っています。

そして、さらに言えば、剪定した枝、こういったものの持ち込みが、春とか秋は多く発生するという生活の環境が、まず、あります。そして、市街地からごみ処理場が比較的近いという利便性です。これもあるかと私は思います。なので、一概に横と比べてどうかということだけが、私は当たらないと考えておりますが、いかがでしょうか。

2 つ目のリサイクル率をはるかに低いという問題であります。平成 29 年度を見ますと、市のリサイクル率は 13.0%、県内 30 市町村のうち 24 番目となっています。県平均は 22.2%。このことから、リサイクル率は低いほうではありますが、各自治体での数字の取り方も実はばらつきがあります。これはそう思っています。ちなみに当市内のきのこの、例えば廃菌床です。この一部が指定管理施設である広域有機センターで堆肥化されています。これをリサイクル率に算入した場合は 15%。さっきはうちの市が低いと言っていました、これが 15% ほどになります。

市では家庭から出るごみは、「ごみの分け方・出し方ガイドブック」によって、分別して出させていただいておりまして、その中でリサイクルできるものとリサイクルできないものに分別しています。分別により再資源化しているごみは、申し上げますと、わかっていると思うのですが、紙類、それから金属類、ガラス類、古着・古布、ペットボトル、白トレイ、発泡スチロール、廃食油それから不用食器、蛍光灯、乾電池、剪定枝など多岐にわたっています。生ごみも堆肥化できるよう家庭用生ごみ処理機の購入に、市として補助金も出しています。このように、一般家庭での分別によるリサイクルについても、十分行われているものと考えていただいてもよろしいのではないかと私は思います。

しかし、さきに申し上げたとおり、当市は事業系の廃棄物が全体の 44.5%。これを他市町

村に比較して非常に多いということはありません、そのほとんどがリサイクル困難な廃棄物であることが、リサイクル率が伸びない要因、これも免れない。いろいろな見方がやはりあって、課題があるということだと思っています。

3番目のご質問の事業系のごみの割合が高い。これは事業者みずから処理、責任の徹底で受け入れを制限しろということだと思いますが、この点についてお答えします。

産業廃棄物は、排出する事業者には処理責任がありますが、事業系一般廃棄物については、基本的に地方自治体に処理責任があります。事業系一般廃棄物に関しても事業者みずから処理すべきものとの考え方もありますが、それを強制する法的な根拠はない。そして、事業者がみずから処理するためには、まず民間で処理できる施設が整備されているということが必要になります。それも無いのに、ということでもあります。これが必須条件であります。

そしてまた、民間処理となり処理費用が増加したときは、事業経営への影響は避けられないと思います。例えば、グリストラップみたいなものはどうでしょうか。大変な問題です。近々、共産党の皆さんは私のところにいらっしゃいますよね。グリストラップの段階的な支援を続けろと。これにちょっと逆行しておりませんか。ひいては市内経済全体への悪影響も懸念されています。単純に受け入れを制限するということは、大きな混乱を生じる恐れがあります、現段階では難しいと考えています。しかし、ごみの減量化は廃棄物行政にとって至上命題でありまして、事業系の一般廃棄物については、減量化、再資源化は推進していかなければならないものと考えています。

事業系一般廃棄物は市が収集を行っておらず、廃棄物収集運搬許可業者の皆さんが各事業所と契約して処理施設に搬入していますので、搬入されているごみに関し、その内容、排出量等の内訳が、なかなか十分つかめているものではございません。まずは、排出先の事業所からご協力をいただきまして、廃棄物の量、そして内容を把握し、その上で可能な取り組みを協議していきたいと考えています。2市1町になるときは、まだばらつきがございますので、これらも非常に大きな課題となっております。

4番目のご質問です。焼却施設の規模縮小で、環境負荷・健康被害を最小限に抑えるべきだと。規模を縮小しろというご提案と申しますか、質問です。施設規模については、処理量の予測から必要規模を求めた数値です。現有施設、いわゆる島新田、小出の中島の施設。この2つの合計が205トン。これが140トン規模になることが試算で出ています。過大な施設になることなく適正な規模の施設としたいというふうに考えておりまして、先ほどの事業系一般廃棄物の減量化も加味した上で、最終的な処理規模を決定していきたいと考えています。決定したわけではございません。

生ごみの取り扱いにつきましては、作業部会や施設検討委員会の皆さんにおいて減量化の啓発を行い、全量を燃やすことが決まっていますのですけれども、ディスポーザーは、本当に力を入れて進めていきたい生ごみの問題であります。そして、家庭での生ごみ処理機等の普及、これらによって、引き続き減量化を図ってまいりたいと考えております。

議員の言われる環境の負荷の問題に触れます。永井議員への答弁でも申し上げたとおりで

ありますが、溶融炉からストーカ炉に変更した場合、CO₂の排出量は大幅に削減できると考えています。2か所が1か所になることにより、運転コスト等で合理化が進むものとも考えています。

「健康被害」というふうな言葉が出ました。でも、これは気をつけてもらいたい。現有施設はもとより、他の自治体で運営している処理施設の周辺において、健康被害が発生したという事例は、私どもは聞き及んでおりません。勉強会でどういう話をされたかはちょっとわかりませんが、これは以前の問題ではないでしょうか。規模を大きくするほうが安定した燃焼が可能となり、有害物質等の排出量も削減できることは、私どもが行ってきた地元説明会においても、繰り返し説明してきたことであります。もし、本当にこういう実例があるのであれば示していただきたい。

そして、現在、島新田でありますかと、何度聞いてもありません。もう既に動いているのです。こういうことを非常に私は、こういう言葉がひとり歩きすることが、説明会においても、多大な、私どもに対して、説明について苦労した点でありました。科学的にも立証されているものだと私は思います。しかしながら、ゼロにはならないということまで私どもも話をしてきました。誤った観念を生じかねませんので、今後やはり、今の問題もありますが、これから一体それがどこに落ち着くのかまだ本当に見通せない中で、ご発言等にも十分ご配慮をいただきたいと考えております。

5番目のところであります。平成26年に現在の2か所の体制と、広域化した場合の1か所のごみ処理施設の体制とで、建設費、維持管理費、収集運搬費を試算しております。広域化のほうが全体で約13%減少できるという結果がその時点で出ています。過大な施設にならないよう、建設費、維持管理費の縮減は、鋭意、検討してまいります。安心・安全で地域住民から信頼もされる、そういう場所につくらなければなりません。または、そうなったところにしかできないと私は考えていまして、かつ、地域に貢献できる。この地域に貢献できる施設でなければ、これからのごみ処理場とは言えないと私は思います。この建設が肝要であるというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新ごみ処理施設建設について

(1)の問題であります。ちょっと長くなります。9月議会の私の質問については、2市1町の合意はこの予定地だと言いながら、何であろうとも押し進める意味ではないと言われました。一方で、おおむねの同意は法的根拠はない、つくろうと思えばつくれるとも言われました。この間、近隣地域とはほとんど接触もなく、進展も見えていません。可能性がないと判断せざるを得ないとしたら、新年度予算編成前のこの時期に照準を合わせた、明快な結論を出し、次に向かってしっかりと進むべきものというふうに私は考えております。

強行はしないと言いながら、例えば政治生命をかけて市民に問いたいなどと、周辺地域をないがしろにした行動に出やしまいかと心配する声もあるわけでありまして。地域の人たちの

こういった緊張している日々を思うと、いたたまれない気持ちを私は持っています。先般もありましたけれども、3月31日という政治スケジュールをもっていたならば、3月31日に考えることではない。その前に、やるべきことがたくさんあるわけでありますので、行政として一番忙しい予算編成期を前に、私は決断をするべきではないかというふうに思うものであります。

今ほども答弁がありましたけれども、2市1町の問題であって、責任をとった対応をとらねばならないためということで、期限内には回答できないと言いますが、私はせめて、その結論を出せない理由を、やはり回答はしておくべきではないかと。そして、学生たちにもしっかりとした回答をしておくべきではないかと。できれば、その中には方向性も出れば一番いいものと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 新ごみ処理施設建設について

まずは、この時点ではできません。そして、全部ちょっと答えるのは難しいのですけれども、メモを取った部分で申し上げます。この間、何もしなかった。何もしなかったことをなぜ岡村議員はわかるのでしょうか、と質問してはいけませんので。地域に対してと言っても、地域のどなたにですか。もう既に区長会とかで、なかなか協議会もできないと言っている。でも、それでもどういことができるかということ、そんなことをわかる人がいるのでしょうか、私が言わない限り。何もしなかったという断定はよくないと思います。そういうことがひとり歩きするではないですか。何もしなかったわけがないではないですか。

そして、政治生命をかけるということを、多分、議員は現地に行ってもいろいろな方に言っているのではないのでしょうか。これは議会の、確かあれば2市1町の議会議員協議会総会で、私が冒頭、2市1町の議員さんが集まっている、研修会の席だったか。そこで私はごみ処理場の建設について政治生命をかけると言っているのですよ。高圧的にあそこの場所に行き、何が何でもつくるということに対して、そこに対して政治生命をかけて何が何でもやるのだというような取られ方をしかねない、そんな発言をするわけがないではないですか。このことを、流布させているのは誰なのでしょう。私は非常にちょっとこれ、疑問です、これは言い方が。

そして、私がここで言えない理由。南魚沼市長の立場として、ここで今、言えないということ、何度も説明していますよね。そのことをわからずして、私がここで答弁できるわけありません。そして、その決定のプロセスがあります。そういうことを勘案して、3月末までの猶予をいただきたいという、これほど言っていることが、まだわかっていただけませんか。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新ごみ処理施設建設について

私は今、近隣地域とはほとんど接触もなく、こういう話をしているわけであって、何もしていないという話はしていないわけです。ですから、やはりそういう感情的になるのであ

るならば、いま少し進め方があるというふうに私は感じていますので、そういう話をするわけでありませう。

政治生命という話は、取り方によってはいろいろあります。でも、手法としてはいろいろ考えられますので、いろいろ心配しているのだという気持ちを察して、やはり真摯に取り計らうことが市長の職務でもあるなというふうに感じたことでありますので、それはそれ以上、論議してもだめですので、次に進みます。

スケジュールについては、大体わかりましたので飛ばします。

ごみの排出量についてであります、これについて生活系と事業系という話を市長はされました。事業系が南魚沼市は44%なのです。そして、魚沼市は41%、湯沢町は36%ということで、ほぼ4割が事業系ということです。そして事業系については1つの事業所ですので、非常に分別がしやすいというふうに言われています。ですから、資源化しようと思えばできるわけでありまして、それを資源化することによって焼却炉の負荷もかかなくなるわけがありますし、事業所としても、今、事業所自体もそういった運動をしている団体もあるようでありますので、やはりそういった醸成をしていかなければならないのではないかなというふうに思います。

あと、リサイクル率をはるかに低いという問題について、これについて、私の資料でいくと、やはり事業系が、今、言ったように43%あるのです。ところがエコプラント、魚沼市は事業系が11%なのです。これはやはり収集方法なり、あるいはそれなりの何らかの分別、あるいは資源化の取り組みがされているというふうには私は思うのですけれども、こういった実態はつかんでおくべきではないのかというふうに思います。

そういうのが事業系が4割、そして生ごみが通常は30%から40%と言われているのです。生活ごみの関係でいきますと。そうすると、その8割が水分だそうです。ですから、トン数でいくならば、まだまだ減量の余地があると。それを市民に求めたらどうかと、こういった提言を私はさっきからしているわけです。生ごみにしてみれば、それはディスプレイという話も、今ありましたけれども、一番効率的なのは堆肥化なのです。それは市もやっています。

でも、それにはなかなか大変だということであるとするならば、私が以前、提案した二重バケツで水を切ること。そして、できればそれを畑のある人は、コンポストで土に戻すと。こういった取り組みをすることによって、事業系も生活系もかなりの減量ができるということが、今後の炉の大きさに、要するに処理量に、トン数に影響するというふうには私は思っているのです。

ですから、その辺をできれば140トンという計算が平成37年度に、年間3万2,401トン。それを280日で割って、そして0.96で割って、災害廃棄物、災害対策用に1.1を掛けて133トンだと。だから140トンでどうだと、こういうことだと思ふのです。

ですから、要はごみの分別収集の段階からしてみても、あるいは市民の力を借りてどう減量するかという、この提案をこの時期にやっておかないで、いつやるのかというふうには私は

思いますので、所見があったら、ひとつ伺っておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新ごみ処理施設建設について

そういうことも含めて検討もしていると思います。担当の部長、この議論はもう何度もやっていますよね……（「やっているけれどもしなだけで」と叫ぶ者あり）できない理由も言っていますけれども。そうしたら、担当の部長に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 新ごみ処理施設建設について

ごみの減量化はトン数を大きくすればいいわけでは決してありませんので、我々も可能な限り建設規模、処理規模は抑えていきたい、これは同じなのです。ただ、議員が言われているように、生ごみの割合ですね、普通、標準的には30%、40%ぐらいあるのですけれども……（「生活ごみ」と叫ぶ者あり）生ごみの話でしょう。水を切れというのは生ごみの話でしょう。（「生活ごみの生ごみということですよ」と叫ぶ者あり）そういうことです。

我々の中でも毎年、ごみの組成分析というのをやっております。何がどれだけ入っているかという分類をするのですけれども、その中で我々はそれを生ごみについては厨芥ごみという名前で分類しておりますけれども、どういうわけだかうちの島新田の施設の厨芥ごみは、10%ぐらいなのです。何度も毎年やっているのですけれども、毎年のデータが大体10%でこぼこ。10%を切るような場合もあります。

事業系で、例えばもやしをつくっている会社とかの廃もやしとかも来るわけです。そういうのも含めてです。含めて、事業系も生活系も含めて、生ごみというのは非常に割合として少ないのです。我々もこの生ごみを何とかして、これを減らすことで、処理トン数を抑え込めないかという試算をしたのですけれども、もともと10%の物に対して、なかなか目に見えたトン数の変化が出てこない。

ただ、生ごみというのが堆肥化が一番有効だと、議員はおっしゃいますけれども、今現在の堆肥センターの売れ行きですね、使い道。今、これから増産して、果たして使ってもらえる量が増えるのかという問題がまず、あります。ほかの市町村でも堆肥化しているところはありますけれども、そこで大体行き詰まるのです。使ってもらえないというところが出てきてしまう。これがクリアできるのか。

一番、可能性として生ごみを有効利用できるのは、やはりデスポーザーだと思います。今現在でも五日町の処理場では、消化ガス、メタンガスですね。メタンガス化して、そこで発電しているわけです。発電して、処理場内の電気を賄うと。全部ではありませんけれども、一部を賄うという形をとっております。私はこの方向が一番、市民に負担をかけない、そして合理的な方法ではないかと。ただ、デスポーザーをつける場合にはお金がかかります。それをどうするか、これはまた別の検討の中で考えていきたいと思っております。

そんな関係がありまして、我々も事業系ごみをこのままというわけにはいかないだろうと。これがどれだけ抑えられるか、これが1つの検討のしどころだというふうに思っております。

家庭ごみ、生活系ごみについては、私は割と南魚沼市は優等生だと思います。長くなって済みませんが、リサイクル率というのは取り方の問題が非常に多いのです。例えば我々が見るのは、処理場にきたものについて、どうリサイクルしているか。その割合です。家庭から出る全部のごみを調査しているわけではありません。

例えば、新聞紙を南魚沼市に出していますか。白トレイを南魚沼市に出していますでしょうか。私の家では、業者さんに持って行ってもらいます。トイレトペーパーにかえてくれますから。市役所はそれをしませんので。あるいは、買ったスーパーに白トレイを持って行きます。牛乳のパックもそうです。そういう形で、市に集まってこないものについて、我々は把握のしようがない。そういう点で考えますと、そのリサイクル率という数字だけが全てではないと、私は思っています。

以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1 新ごみ処理施設建設について

ごみ全体の中で生ごみが 10%というのは、もし、50%が生活系ごみだとするならば、20%が生ごみという計算にもなるかと思うので、その辺は事業系ごみを含めた話でありますので、そういう話になるというふうに思います。

あと、私が一番、その次に聞きたいのが炉の建設費の問題ですが、鋭意、試算はしているという話で、165 億円だとまっているという話は、今までも聞いているところでありますけれども、これが運転費とか何々でということになると、数百億円になるというふうな話も、私はしているところです。そして、そういった中でこれから実質公債費比率 18%もとという問題については、いつも言って申しわけないのですけれども、やはりこれを回避する方法とは何ぞやということから考えていけば、やはり規模とか、あるいはそういったリサイクル率は実際どうしなければならないのかということ、今、検討する時期ではないかというふうに感じているものであります。

まとめます。2市1町で広域処理化の検討を始めて、最初の会議からもう6年たつのです。そして、建設用地を公募して4年であります。それで、今度は行政主導だということで建設用地の選定作業を開始して3年がたちます。要するに市長就任直後からの問題です。そして、国際大学を予定地として2年になります。そうして、この年度中に結論を、というような状況に今、行き詰まっているわけであります。

この6年間、国の言う広域処理化、大型焼却炉、発電偏重の超大型プロジェクトありきでなかなかその打開をしていません。そして、硬直した財政面からしても、今ほど言いましたけれども、市民の協力を得て、本当にこの減量化というものを基本にしたごみ政策を、これでこの行政をつかさどるといような提案が、私はあってしかるべきだというふうに思います。

ところが、一向に今、建設費が決まらなければ需用費の試算もできないとか、160 億円だとまっているのだというふうなことであって、私は事の重大さがなかなか念頭にあらわれてい

ないなというふうに思います。このまま、ずるずる引き延ばして、焼却炉の劣化が激しく、一刻の猶予もないと。そして、数百億円という莫大な事業に突き進む事態になりはしまいかと心配しています。

やはり6年間どういうことを取り組んできたか。そして、それらをつぶさに市民に示して、早急に財政負担等を明らかにして、これなら、ごみの政策がこうできるかどうかという、やはり市民に選択をさせていただくようなことができないかというふうに思いますが、所見があったら伺っておきます。

ちなみに、資源化率の高い自治体は、市長をはじめ、ごみ行政の担当者、住民の意識が高いという共通点があるという話も聞かされたところでもあります。所見を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 新ごみ処理施設建設について

よりよいごみ行政、そして、ごみ処理場がなくては前に一步も出ません、将来ですね。そしてその先には、最終処分場まであります。そこらが私どもの担当している、基幹なのだろうと私は思います。そのことも覚悟しながら出馬の表明もさせていただいておりますが、本当に山積しています。1日も早く、まずは処理場の建設予定地のことがすっきり決まって、さまざまなことを将来に向けてやっていける、そういう施設に絡めながらやっていくことを、1日も早く大激論を、この場で岡村さんと交わしたい。そういう日が来ることを待ち望んでいます。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 厚生労働省の公立・公的病院の再編統合の公表について

大項目2点目に移ります。先般の2番議員と、かなり重なる部分がありますので、ちょっとかいつまんだ形になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

厚生労働省が9月26日、全国1,455の公立・公的病院のうち、診療実績に乏しく、再編・統合の議論が必要と判断した424の病院名を公表しました。新潟県では41病院のうち22病院が、魚沼圏域では4病院が公表され、市立ゆきぐに大和病院が入っています。我が地域では既に魚沼基幹病院建設時に、地域全体で1つの病院ということで機能分担をし、医療再編が行われたというふうに私は捉えています。

(1)ですが、それをさらに再編・統合の議論が必要としているが、私は先ほど市長がそれに答えておりますが、どう受け止め、どう対応していくかということについて、この機会を好機と捉えて対処していくと、こういう話を2番議員にしているかと思えます。そうした中で私は、けさの新聞、地域医療構想調整会議の報道の見出しを見ますと、県の2025年の需要推計病床数には、この地域は差異はないと。そして、急性期病床は2倍の開きがあると。要するに急性期というのは、多分、ここで言うのは魚沼基幹病院を主とした部分であります。それが報道されているわけでありまして、私は高度急性期、あるいは急性期病床に偏ってしまっていて、回復期・慢性期病床が不足しているというふうに捉えて準備をしていたところでありました。

実態は、魚沼基幹病院からの紹介が今現在では難しい状態だと。それで、病床数のバランスがマッチしていないということだというふうに思います。また、魚沼基幹病院が地域包括ケア病床、現に 20 床今やっていますが、さらに 20 床の予定が、その同じ会議の項目に、私が持っているものにはあるのですが。

私は、これは再編時の魚沼基幹病院がする機能分担に逆行しているのではないかというふうに思っています。ゆきぐに大和病院の回復期病床は 45 床でありまして、一般病床 24 床、地域包括ケア病床 21 床であります。近隣との競合はなかったわけです。魚沼基幹病院がその地域包括ケア病床をやる前は。ところが、魚沼基幹病院とますます競合するような状況になってきやしまいかというふうに私は心配していますが、その点をひとつお聞きしたいというのが 1 点であります。

次、地域で完結できる医療・介護サービスが必要というふうに私は考えて、市長も先ほど答弁してはいますが、魚沼圏域地域医療構想調整会議での資料であります。平成 28 年度分の資料でありました。この調査でいくと、圏域外への患者流出の報告があります。それによりますと、高度急性期というのは魚沼基幹病院であります。16%は中越圏に流出しているようでありまして。それで回復期患者の 4%が中越圏であって、7%が群馬県であります。そして、慢性期患者は 34%が中越圏内、7%が群馬県の医療機関に流出しているというふうに言われています。

私が一番心配したのは、魚沼圏域内での慢性期患者の完結率は 53%でありまして、新潟県内 7 医療圏がある中で最も低くなっています。その現状の認識を市長はきちんと捉えた上で、この対応をしていっていただきたいというふうに思いますが、そこをお聞きするものであります。

3 番目の医師、看護師、介護職員等のスタッフ不足が、対応をしようとしてもなかなかできない部分が出てくるかと思えます。魚沼基幹病院を建設する当時、市長は市議会の基幹病院設置推進特別委員会の委員長でありました。そうした中で、医師やスタッフが集まる、そういった非常にすごい病院ができるのだと、こういう話でありました。そしてまた、魚沼基幹病院から医師の派遣も、この我々の病院にも来ていただけるのだというようなこともうたわれたものでありましたが、果たして今そういった状況であるかと言いますと、非常にやはりいろいろな働き方改革とかいろいろな問題で、そういったことが実現できないようになっています。

そして、私がひとつ心配なのは、県の資料を見た中で、こういうくだりがあるのです。「県病院局の病院事業の経営改善に関する緊急的な取り組みの中で、魚沼基幹病院は病院局が所管する病院ではありません。本県が設置する基幹病院であることから、その参考に示す」というような形で各医療圏の説明があったわけですが、そういった例から考えてみますと、非常に魚沼基幹病院というのを中心とした、医療再編、医療構想を我々は持っているわけですので、つぶさにその動向もきちんと見た上で検討していかなければならないと思えます。そういった点で、ひとつ市長の所見を伺ってみたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 厚生労働省の公立・公的病院の再編統合の公表について

それでは、岡村議員のご質問、2つ目のところにお答えしてまいります。先ほど梅沢議員に午前中にお答えしている内容と、本当にかぶってしまいますが、今回の424の医療、再検討を必要とするか、みたいな厚生労働省の発表がありました。大変、私どもも大きな衝撃をもってこれを受け止めています。このことについては、確かに今いろいろな再編も行われ、我々としてもまだ完成していないという中で、一体これからどう考えていくのかということも含めてやっていかなければならない。

そして、その中では、機能をそれぞれ担当しながら、もう既に動き始めている。特に南魚沼市としては市民病院2つ、そして診療所2つ。この中では、恐らく他市に負けないといえますか、実は、一番環境を整えてやっていると思います。この中で、その名前が挙がってきたことに大変驚いているわけですが、さりとて、この広い魚沼圏域の中で、国が指摘していることも、半ば、全部だめかというところではなく、今日的な課題も含めながら、やはりやられているということ、我々はわかりながら、しかしまた、我々として果たすべき役割、そして圏域としてどうあるべきかということ、いろいろな議論を尽くしてやっていかなければならない。これで必ずだということとは100%あり得ない。時代が動きます。そして人口の推移もあります。いろいろなことを加味してやっていくということでもありますので、よろしくお願いします。

2点目のところであります。真に必要とする医療体制の構築を検討していく必要がある。地域完結型の医療・介護サービスについては、圏域内での完結率が着実に上がってきています。がんの場合は例えば平成26年度には52%であったものが、平成28年度には67%まで上昇しています。四大疾病中、全てで県央圏域を上回っているということから、魚沼基幹病院の開設がいかにかこの地域にとって大きな要因で、前を向かせているかという、これは本当に事実です。この中で、ものを考えていかなければならないと思っております。

3点目の問題でございます。医師、看護師、介護職員のスタッフの問題であります。本当はいろいろ答えることを準備しておりますが、ほとんど時間がないと思いますので、どの辺をしゃべろうかなと思っているのですけれども——スタッフ不足の原因と、もう言われています。ご質問をそのままストレートに、これをいかにしていくか。当然、魚沼基幹病院も頑張っていると思えますし、私どもも頑張らせてもらっています。この中で、いかにしていくか。しかし、もし、私が用意していないところで端的に答えるならば、うちの地域の問題は、お医者さんの循環ができないということです。ここにもう行きます。例えば、小出病院も違います。あそこはほかの大学からとか、さまざまところから、医師が不足した場合には、きちんと派遣されるシステムに乗っかっています。十日町市も県の病院の体制でなっています。魚沼基幹病院も新潟大学とかあります。ないのは津南町とうちだけです。ここが一番苦戦をし、最大の課題を抱えていると私は思います。

この中で、どうやっていくかということが本当に大事なことです。これを先ほどのさまざまな病院の再編成の問題とか、そういった中で議論をせずして将来は絶対見通せないと私は思っておりますので、よろしくお願いします。本当に走りのお話で申しわけありませんが、岡村さんのお話もあると思いますので、以上でやめます。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 2 厚生労働省の公立・公的病院の再編統合の公表について

時間のない中でちょっと課題が大き過ぎて申しわけありません。2 番目についてちょっと補足をします。要するに地域完結型についてであります。市内の介護保険施設の利用者は、要するに介護保険でそういった施設に入っている方が、我が市で 160 人いるそうです。市外です。それで、その中の 76 人が、群馬県内の施設を利用しているということをお聞きしております。

私は医療再編の時点から——市長は特別委員長だったわけですが、そうした中で旧大和病院の療養病床が 38 床もなくなるという問題は、大きな問題だろうと指摘してきたところでありまして、当時は堀之内医療センターの 50 床があったり、あるいは小出病院に 44 床ができるというようなことで、それを期待したものでありましたが、堀之内医療センターの 50 床がなくなり、そして、こういった事態を迎えているわけでありまして。私はやはり完結ということが本当に理想かどうかはともかくとしても、やはり、これからますますこういった事態が、現象が起きてくるというふうに私は見えています。

療養病床は、県が廃止をしたわけでありましてけれども、再許可とか、あるいは地域包括ケア病床の増とか、あるいは介護医療院——津南町も介護医療院というような形を検討しているようではありますが、そういった形で、やはり本当に一生懸命頑張ってきた方が、老後に身寄りがなく、あるいは家庭の事情が許さなくて、そういったところに行くというのは、なかなか大変なことである。本当に悪い言葉でありますけれども、うちのおやじもそうだったのですけれども、誤嚥性肺炎で死んで帰ってくるというようなことでもあります。

そういうことだけは、やはり避けていただきたいというふうに思うところでありますが、ぜひとも、今、再編が完了している中で、病床のバランスをきちんとすることによって、同じ病床数でも、それができるのかなというふうに感じるところであります。ぜひ対処していただきたいというふうに思います。所見があつたら、ひとつ伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 厚生労働省の公立・公的病院の再編統合の公表について

私の祖母も群馬の有名な、この辺の方がよく取り沙汰される名前のところのところに預けていた先で亡くなりました。死に目にも会えませんでした。私が車で運んでまいりました。そういう経験があります。絶対そういうことをしたくない。岡村さんとこの点は本当に一致します。

なので、この 6 月にも政策顧問を置き、今の制度を正確に把握した上で、上のそらの話ではだめなのです。今、ものすごく動いています。医療現場は、医療の制度が。そこを本当に本気に考えて、きちんとしたものをつくること。今、最善の計画を立てる。そして、2025 年な

どと言わない。先を少しでも見通しながら、それをやるために、これから検討会を始めるのです。ぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、岡村雅夫君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を3時ちょうどといたします。

〔午後2時44分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後3時00分〕

○議 長 一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位17番、議席番号11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 男性最後の質問になります。紅白で言えば白組のトリかなというような思いで壇上に立たせていただいております。今回は大項目2つの質問を行います。

1項目目、2項目目と同僚議員の質問と重なるところもあり、また、我が会派の中でかぶってしまったところにつきましてはおわび申し上げます。それでは通告に従いまして質問をいたします。

1 雪資源活用事業の展望は

1項目目、雪資源活用事業の展望は、についてです。昨年6月にも、この雪資源事業、真夏の東京に雪と感動を届ける事業計画について質問いたしました。雪資源活用事業に取り組み、2年が経過いたしました。雪国ブランドの南魚沼市の発信、エコエネルギーの活用や暑さ対策を、東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて取り組んできましたが、いよいよ来年となった中で、ことし雪資源活用事業は大きな進展があったと思っております。

県内の聖火リレールートがことし6月1日に発表され、来年、令和2年6月5日金曜日、そして6日土曜日の両日のうち、初日5日の聖火ランナーを迎えて行われるセレブレーション祭典会場として、浦佐地区にある八色の森公園が選定されました。歓迎ムードの演出に、例えば当市が昨年からの暑さ対策の一助に進めております、雪資源活用事業をここでも大いに活用できないかと市長はお話をされております。

また、6月25日付で環境省の熱中症予防対策ガイダンス策定に係る実証事業に、南魚沼市とさいたま市の共同実施に加え、芝浦工業大学及びゆきぐに利雪振興会との産学官連携の東日本連携による雪を活用した熱中症予防対策事業が採択され、高評価を得たということです。そして、この事業について——この部分が非常に私は大事かなと思っております。さいたま市長は「大会本番における暑さ対策の実施に向けて万全の体制が構築でき、本事業を通じて南魚沼市の魅力を世界に発信していきたいと考えている。引き続き、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、それぞれの強みや持ち味を生かしながら、連携、友好を深めていきたい」とコメントされています。このことは南魚沼市が雪資源活用事業に取り組んだ大きなことだと思っております。

以上のことを踏まえ、今後の雪資源活用事業の展望をどのように考えているのか、次の3

点について伺います。

1番、東日本連携による雪を活用した熱中症予防対策実証事業の事業採択での期待は。2番、聖火ランナーを迎えて行われるセレブレーションに、市はどうかかわっていくのか。3番、事業の先に見える雪の利用の産業化、雪室などの施設化は見えてきたか。

以上、壇上より3点を質問いたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 雪資源活用事業の展望は

それでは、清塚議員のご質問に答えていきたいと思っております。雪資源活用の展望であります。

1つ目、東日本連携による雪を活用した熱中症予防対策実証事業の事業採択での期待は、ということでもあります。お答えします。雪資源活用事業につきましては、昨年を引き続き、出展させていただきました、お台場潮風公園——昨年は完成していなかったわけですが、ビーチバレーボールワールドカップツアーが行われました。オリンピック組織委員会や東京都の暑さ対策に関するテストマッチにビーチバレーのワールドカップツアーが指定されていたこともありまして、我々はここに出展をさせていただいていたわけでもあります。多くの東京首都圏の在京キー局、東京にある主要の放送局ほぼ全て——そして中にはオーストラリアの国営放送もいらっしゃいました——から雪を活用した暑さ対策を、ニュースで取り上げていただきました。これは大変素晴らしいことだったと思っております。

また、友好都市である、さいたま市と連携して8月に実施をしました東日本連携による熱中症予防対策実証事業、さいたま市さんと組んでやったわけですが、これが環境省の熱中症予防対策ガイドランス策定に係る実証事業——これは数件しか全国で選ばれていないわけですが、その中で雪を使っているのはもちろん、うちだけではありますが、ここに選ばれて約550万円の費用を国の負担で実証できたということが、財政的な効果はもちろんのことですけれども、私ども南魚沼市がオリンピック・パラリンピック関係者のみではなく、環境省がこの事業に着目をしたという点でも、この1年の成果は大きく前に出たのではないかと考えています。

オリンピックの開催地であるさいたま市、これはバスケットボールのさいたまスーパーアリーナ、そしてサッカーの埼玉スタジアム2002、ここにおいて雪のクーラーによる冷房やスノーパックなどの配布、ほかにもいろいろあるかというふうに思いますが、これらによる暑さ対策に関して高い評価をいただいております、来年の本番に向けて、より詳細な協議をいま進めているところであります。これは必ず、この点は実現できると思っております。

そして、加えて、つい先日ですけれども、さいたま市は、今、非常に全国で大変注目のある発展途上の市でありますけれども、さいたま市が呼びかけている学生の皆さんからの政策提言のコンクールというのがあるのです。第9回になっているそうでもあります。これも素晴らしいなと思っておりますが、ここで芝浦工業大学、私どもと今回この暑さ対策の事業で一緒に組ん

でやらせてもらった大学さんであります、こことやったこの内容が最優秀賞を得たということで、さいたま市からも非常な喜びの声を私どもにいただいております。

2つ目の点でございます。聖火ランナーを迎えて行われるセレブレーションの件であります。来年、うちの市がゴール地点に選ばれ、これも大変名誉なことではありますが、どうかかわっていくのかということでもありますので、お答えします。

当地域開催の聖火ランナーを迎えるセレブレーションが6月になりますが、南魚沼市を会場として世界に情報発信できる、またとない機会と捉えています。

メインとなります主会場部分は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、そして聖火リレー等新潟県実行委員会、及び協賛スポンサー、これはオフィシャルスポンサーであります。大変日本の有名な企業さん。聖火リレーそのものを支えているスポンサーであります。その会場自体はこの皆さんの直轄といいますか、管轄というふうになります。しかしながら、周辺部分につきましては、開催地、南魚沼市が担当しますので、例えば雪を初めとする雪国・南魚沼市らしい魅力、またはブランド、そういったものを発信できることが用意できるのではないかと考えておまして、これらが十分に伝わるような内容やプログラムなどを提案、協議してまいりたいと考えております。

なお、セレブレーションの詳細というのを、多分、議員もお聞きになりたいと思っておられると思いますが、この点は大変申しわけないのですけれども、オリパラの組織委員会から正式な公表があるまでは、実は公にできないという旨の通知が今、届いております。我々はいろいろなことは聞いているのですけれども公にできません。この点は大変心苦しいのですけれども、ご了承いただきたいと思っております。

3番目のところであります。事業の先に見える雪の活用の産業化、そして施設化（雪室）、これについては見えてきたかということでもあります。これまで雪資源の活用については、さまざまな取り組みを展開してきたと自負しています。人口減少問題の対策である移住・定住推進においては、例えば何度もお話しさせていただいておりますが、「雪ふるまち」ごらんをいただいていると思います。冊子等もあります。テーマとして雪国に暮らす誇り、これを移住・定住のターゲット層にまずは訴えてきておまして、今後さらにその醸成を進めてまいりたいと考えております。

昔から根づいている雪国の文化、そして雪国らしさという魅力を生かしまして、将来にわたり財産となる南魚沼市ファンの獲得または市外からの人の流れを増やすことで農業、商工業、観光業、全ての当地域の産業の振興に寄与していきたいと考えております。そのことが最も重要だと思っております。

市の特産品などについては、首都圏での販路拡大に向けて雪室商品を含みます宣伝、または地元事業者との情報交換を行ってきておりますが、南魚沼市の雪の魅力または有用性を市内に浸透させて、地元事業者との協働を進める必要があると思っております。私は出始めていると思います。そのため、まずは来年のオリンピック・パラリンピックにおいて——これは近視的な目標であります——南魚沼市の雪の魅力や情報を十分に発信するというので、全

国、いや世界に向けて、さらにこの地域への理解、そして、この私どもの地域での理解が進むように注力してまいりたいと考えています。

これらの取り組み結果をもとに、雪を冷熱源とした建物の冷房、例えばこれからつくられるとか、改装しなければならない公共の施設については、まずは最初に雪冷熱の利用を真っ先に考えるということがなければ、やっていることがおかしい話になります。そういったことも含めて。

そして、雪室を利用した米や野菜など、高付加価値化した特産品の組成、そしてブランディング、6次産業化などを進めていきたいと考えます。これはもう既に始まっていると言っていいでしょう。全国で雪室の産業化が一番進んでいるのは、南魚沼市という評価が今、言われています。上越市もそうなのですけれども、これらをやるべき。ふるさと納税で何度も同じ話をしますが、選ばれている品目で一番注目しているのは、雪室の熟成、そういったことがうたわれているものがございます。

この中では、例えば1つだけ例を申し上げますと、この間もちよつと言ったのですが、某お肉を扱われている市内の企業さんが、雪室の熟成の、そういう新しい熟成蔵といいますか、倉庫、そういったものに着手するという話もお聞きました。そして、私どもと別の行動ですが、この商品は今回のオリンピックのゴルフの会場になるメインレストランには、このお肉が使われるということ。そして今のニューオータニの有名レストランには、もう既にそれらが並んでいること。これらも含めて、さまざまな展開が考えられるのではないかなと思います。こういったものがどんどん続いて出てきていただくことが大事だと思います。

今後、より活用の広げられる機運を生み出し、雪国のマイナスイメージに対する意識の変革、誇りの創出、さらには、それらが人口減少の対策につながるよう、簡単に言えば我々に続く世代が、我々の市は雪を使ってこういうことをしているということ、誇りに思っ—今まではスキーができるとか、お酒がおいしい、お米がおいしいという話があったわけですけれども、生み出している親である雪が、誇りにかわり、最も大きい自慢の種になるような時代に向けて進められる機運が、だんだんと出始めていると私は確信していますので、一緒に進んでいただければと思っております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪資源活用事業の展望は

1点目ですが、熱中症予防対策実証事業であります、これは単年度になるのでしょうか、それとも複数年度。環境省は恐らく令和3年ごろまでにガイダンスをまとめて公表するというような話をされておりました。ということは、ことしだけなのか、来年だけなのかを質問します。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪資源活用事業の展望は

単年度というふうに思っていますが、ちょっと詳細を担当の課長に答えさせます。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U & I ときめき課長 1 雪資源活用事業の展望は

ただいまのご質問にお答えします。今回の環境省の事業は、ガイダンスを取りまとめるということが次年度の事業でございまして、実証事業につきましては今年度、単年度というふうに聞いております。以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪資源活用事業の展望は

いよいよ来年が本番になります。本番に向けてであります、雪の保存の規模とか、また、来年に向けての予算等については今、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪資源活用事業の展望は

私のほうは大づかみの話をさせていただきます。詳細は担当課のほうで考えていると思いますが、まずはちょっと見通せない点があると思います。例えば、先般、ほかの議員にお答えをした内容の中で、全国的な全国積雪寒冷地帯振興協議会、積雪寒冷地の全国の会です。全国積雪寒冷地帯振興協議会がありますが、そこで、もしも参加するところが多くなった。例えばそれを運び出すためにどういったところがコスト的にはいいか。例えば、長野県のある市長さんは、やりたい、一緒にやろうという話を既にしてくれているのですけれども、その方々がそこから運び出すコストがかかるのか。例えばそれを南魚沼市に、その部分は頼むと。でも、どうしても自分の市の雪を使いたい。これは人の気持ちとしてはあると思うのです。そういったことはまだわかりません。例えば、我々に委託して雪は取っておいてくれ、そのかわり費用負担をすとか、いろいろなことが考えられると思うのです。

それから、まだ決まってきていない点があります。例えば、江戸川区の問題とか、それから渋谷区における東京都がやるライブサイト、そういったところがあったりします。その辺の詳細が決まらない限り、ちょっとなかなか言えませんが、いずれにしてもその辺を今、急いでいまして、きちんと堆雪させるといいますか、雪の量はこれからきちんと決めていかなければならないと思っています。そこで決まらない限り、来年の予算付けはどこもできませんから。もう、それは無理だと思いますので、この秋といいますか、雪をためておく時期まで勝負かなと思います。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪資源活用事業の展望は

今、市長が全国積雪寒冷地帯振興協議会というお話を出されました。きのうの佐藤議員の答弁の中でも出てきておりました。227 ほどあるというようなお話をされておりました。環境省の実証事業の中で、やはりエコエネルギーということで雪を改めて環境省が認めてくれることは、そしてまた大きな全国積雪寒冷地帯振興協議会のつながりを持って、将来的には私たちの雪がちょっとでも活躍というか利用できれば、などと思っています。

例えば、こんなこともちょっと自分の妄想という中で、50センチのチップで雪が保存できるのであれば、地域の中でも、個人でも業者でもいいのですけれど、一坪の土地で夏に向け

て1立方メートルぐらい雪を保存してみようとか、そういうきっかけをつくれるようにすればいいのかなという思いもあるし、ぜひ、同じ思いを持っている全国積雪寒冷地帯振興協議会の、雪に苦しめられている、また、雪を有効に利用していきたい、そういう連携がやはり必要だと思います。その辺は市長は今後どのように進めていかれるか、もう一度、伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 1 雪資源活用事業の展望は

これはまだ決まっていないので、絵空事と言われてもしょうがない部分なのですが、前から言っている、実は初めのころからもう言っているのですが、安塚町、今は上越市です。安塚というところで私が見て、目からうろこといいますか、これだ、と思ったことがありました。

いろいろな方にお話ししていますが、例えば、かまぼこ型の農業車庫の中に、ほんの薄いパネルで四角くパタパタとした中に——イメージしていただきたいのはティッシュボックスのような形。要するに長方形です。正方形でもいいのですが、そういう形のかごが鉄製でできていまして、その中に雪を投雪機で当てますと——スキー場の関係者はよくわかりますが、投雪機で当てると雪がぎゅっと固まります。その部分を、エスキモーのハウスのようなイメージです。そのやつをフォークリフトで簡単に積み上げているだけ。外圧はかかりません。吹きつけて、ブルドーザーとかで中に雪をどんどん入れるわけではないから。そういう簡単でコンパクトなやつで、その家は雪室をつくり上げて、農家なのですけれども、それを全部、出荷までしています。本当に軽微にできる。

これを私はこの地域の部分で、そういうことを創出できる、つくれる企業さんの活動が始まってほしいなという思いが一番あります。そして、それをデリバリーする。ほんの少ないスペースで、恐らく8月上旬、お盆までの暑さなどというのは、簡単にしのげると思います。高気密の家がある。そこにどういふふうにやればいいのかだけだと私は思います。なので、これは言っているうちは夢物語ですけれども、そういうことが早く進んでもらえばおもしろい。

なので、呼び水としてやるべきは、本当は学校のクーラーの設置の問題のときに、自分の思いとしては4年間ぐらいかけて、そういうことをやりながら皆さんにそういうテーマ性を示して、そして、これらが産業化になっていけばいいという思いでしたが、ことは1年以内にはやってしまわなければいけなかった。その点では残念だったのです。

でも、これらがこれからつくられていく、改装になる公共の部分で、そういうことまでもし踏み込んでいき、なるほどいいものだということになったら、南魚沼市発で——本当は安塚からアイデアをもらっているわけなのですが、それが進んでいったならば、私は冷熱の利用というのは将来にわたり電気の問題、CO₂の排出の問題もあります。それプラス、備蓄倉庫的な大きな展開が生まれていくということが、この地域にとって進むべき道ではないかということ、本当に思っています。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪資源活用事業の展望は

ぜひ、さいたま市や江戸川区とか、実証事業の成果が、またほかの友好都市や、ほかの首都圏のほうへ波及した中で、南魚沼市が一層に雪についての取り組みを周知して、アピールできて、いい結果につながればいいなと思っております。

2点目のほうに移ります。私も楽しみにしていたセレブレーションについては、やはり極秘というか秘密ということではありますが、南魚沼市が取り組んできた雪の熱中症対策とか、それについては、私たち市民はなかなか来年のオリンピック会場まで行けないわけでありませう。であれば、その前哨戦というわけではないですけども、また市民が触れ合いやすい地元の開催地で、夏よりちょっと暑くはないかもわかりませんが、こういうのをやるのだというのを示していただければと思っています。その辺も考えていただければでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 1 雪資源活用事業の展望は

まさにそのとおりだと思います。これまでも内側のほうにきちんともっとわかってもらおうように努力せよ、という言葉がありました。まさに絶好の機会が、この聖火リレーのセレブレーションだと私は思います。

そして、加えて言うならば、東京で行われている、なかなか市民の皆さんが見に行けないというような話もありましたが、1つはことしも大変な報道に取り上げられました。来年はその比較にならないと私は思っていて、必ずや、これは世に知らしむところになるだろうと思います。

そして、ぜひとも、この地域の子供たちに現場を見てもらいたいと、私の中で今、祈念しています。これらがどういうふう to 実現するかわかりませんが、これからですけども、この絶好の機会を子供たちに現地で見てもらいたい。そういう仕組みづくりを、ぜひともみんなので知恵を出してやっていきたいと思っています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪資源活用事業の展望は

ぜひ、そういう思いで取り組んでいただければ、私も楽しみにして待っております。

3点目、最後になります。昨年私の質問の中でも、市長は我々のこの地において、雪利用の産業化、施設化、さまざまなことに結びつけていけるように、その一番の大きな至上命題を見失うことなく進めていきたい。先ほども答弁いただきました。移住・定住、産業とか拡大していくようにということを伺っておりました。

私が一番、今回の質問の中で聞きたかったのは、市長はトップセールスマンであります。果たして南魚沼市、この雪の魅力を、市長が積極的に自分でセールスで、民間業者とか、あるいは雪室建設とかにしていくのか。それとも民間の人たちが来るのを待って、餌を投げて釣るのか、その辺をちょっと教えていただければと思っています。

○議 長 市長。

○市長 1 雪資源活用事業の展望は

ちょっとなかなか難しい答弁になるかもしれませんが、両方ではないでしょうか。両方だと思います。まずは、私どものほうで、最初は聞いている多くの方が、ちょっと何を言っているのだろうかみたいところから始まったと思うのです。しかし、ここまで来たのではないのでしょうか。オリンピック・パラリンピック委員会にも、本当は北海道に行った競歩、あそこにも全国積雪寒冷地帯振興協議会等のような考え方の中で、うちの市だけではないですよ。二百幾つもある、その中の、例えば10市や15市が集まって、同じことで運び込めば、雪を本当に露出する形での周囲の暑さ対策の一助になりますよと。インバウンドも含めた外国の皆さんから見てどう思われるか、非常に大変な効果があると思います、という話もしてきました。

でも、そこまで話がいろいろなことでできてきた。最後に今、橋本聖子担当大臣に直訴のような、私からの書簡を今、投げかけていますが、返事があるかどうかわかりません。最後の望みをかけていますが、私はそうなるというふうに思っております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1 雪資源活用事業の展望は

市長に難しい質問をしてしまいました。雪への市長の思い、そして私たちの思い、そして市民の思いが、ぜひこの事業にプラスにつながることを期待して、次の質問に入ります。

2 子どもたちの安全環境をどう守るか

2点目の質問であります。子供たちの安全環境をどう守るかということであります。最近の子供たちの安全環境を守る上で、2つのことが考えられるのかなと思った中で質問いたします。非常に温暖化等により、50年前、私たちが小学校のころ、30度を超えるなどというのは本当に何日もなかったのが、今では35度、37度、果たして40度を超えるような温暖化の影響を受けていると感じております。それに伴い、熱中症の増加等も非常に懸念されております。

それと、スマートフォン等の普及でSNS等による事件やいじめ等、トラブルの話題が頻繁に上がっているように感じているところであります。利用者が簡単に情報をやりとりできるSNSの利点がある一方で、子供たちが本当に犯罪に巻き込まれる温床にもなっているということを踏まえて、質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目です。体育祭や運動時の熱中症対策について、どのように取り組んでいくのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

清塚議員の2つ目のご質問につきましては、精査をいたしました。教育長から答弁するのが最もふさわしいと思っておりますので、教育長から答弁してもらおうことにいたします。よろしくお願ひします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

それでは、清塚議員の子供たちの安全環境をどう守るか。その1点目の体育祭や運動時の熱中症対策について伺う、についてお答えします。

本年9月7日に行われた中学校の体育祭・運動会では、4中学校のうち、特に八海中学校で熱中症による生徒の緊急搬送が多発してしまいました。大変ご心配おかけしました。ほとんどの生徒は当日のうちに病院から自宅へ戻れましたが、数名が1日ないし2日間入院しました。幸いなことに全生徒の症状が比較的軽く、胸をなでおろしたところであります。

この後、関係者、教育委員会を含め、校長等を集めて検討した結果、有効な対策として8点を挙げさせてもらいました。その中から代表的なものを述べさせてもらいますが、1点目です。運動会当日及び当日までに、生徒の疲労がたまらないように配慮する、ということで、この辺がなかなか生徒に無理をさせていた部分があるのではないかとというふうに考えております。

2点目として、毎年、配布していたのですが、氷の配布、そして、その利用については、今まで以上に多くの氷を用意し、配慮してまいりたいというふうに思っております。

3点目です。適宜、水分を補給させるということで、この件についても補給はしていたのですが、なかなか生徒の判断に任せると遠慮することもありますので、学校のほうから水分を補給する時間を多く決めながら配慮してまいりたいというふうに思っております。

4点目です。樹木による日陰等については、グラウンドの隅にはあるのですが、そこまで行くのは遠いということで、テントやブルーシートなどで日陰をつくるようにしてまいりたい。今回もどこの学校でも工夫はしていましたが、その箇所が少なかったということで、今後はそういう箇所を多く設置してまいりたい。

それから、午後のプログラム。午前中は何とか勢いでいくのですが、暑いときになると午後のプログラムに無理がかかるということで、この午後のプログラムについて無理のないプログラム設定にしてまいりたいというふうに思っております。

最後に、開会式・閉会式などが結構、時間が長い部分もありますので、簡素化に努めたいというふうに思っております。

また、その後、9月中旬に、小学校の親善陸上大会がありました。事前に学校教育課と南魚沼郡市の小学校体育連盟と対策は協議させていただきました。先ほどの対策に加えて3点ということで協議した案がありますが、予選、決勝の行われる競技は、タイムレースとする。それから塩分タブレットを用意する。それから、保護者へのボランティアの要請をするということでもあります。

今回の八海中学校の大量の熱中症対策について、私も午前、午後と現場に行っていましたが、かなりの困り感の状況でありました。そのときに対策として——対策というのかたまたま運がよかったのは、市民病院のドクターが1人おられました。そして、看護師免許を持っている保護者が数人いました。それから、消防関係の救急救命士の資格を持っている方がいるということで、そういう関係者で10名以上も集まって対応することができました。とい

うことで、やはり医療関係者等と連携が取れるような体制を、今後取ってまいりたいというふうに思っております。

今後これらの対策を整理し、必要な時期にもう一度、各校に指導を行って、熱中症対策に万全を期してまいりたいというふうに思っております。

以上で説明を終わります。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

熱中症対策について8点、伺わせていただきました。私もことし地元であります、小学校・中学校の運動会に参加させていただいておりました。非常にやはり暑かったという思いがあります。その中で、校長先生が非常に熱中症の問題に配慮をされておりました。もう、気温が何度になった、そして私たちにも熱中症の学校独自の取り組み状況を教えてくださいました。昼休みには、教室でクーラーをとめないで冷やしていたところで十分な休息をとるとか、今、言われたような水分補給は当たり前でありますし、氷の配布等、本当にきめ細やかにやられていた姿を私は見て、先生は非常に大変だなと感じたところであります。

その中で、この問題について気になったのは、子供たちが一生懸命やっている、取り組んでいる夏休み明けに、準備や練習を重ねてこられた運動会を、先生の中では、もしこれだけ暑くなると、午後の部をカットしなければならない、そういう判断を迫られていたように感じました。

やはりこの問題は、非常に私は教育委員会というか、市全体としても配慮していかなければならないなと思っております。どうしても小学校の運動会につきましては5月、そして6月ぐらいでしょうか。中学校につきましては、夏休み明けという開催時期になっております。私もちらっと話は聞いたことがあったのが、なかなか調整ができないということでありました。開催時期を、もう2週間、暑さ寒さも彼岸までと言われてるように、9月20日ぐらいまでに繰り下げられないのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

今回の熱中症があつて、すぐに4校の校長先生を集めて、今、清塚議員の言われることについて教育委員会、私のほうから提案させていただきました。時期の変更はできないのかということでもあります。

それで、小学校、中学校とも、年間のスケジュールがいっぱいあるということと、であったとしても、その中で調整をということ考えてみたのですけれども、調整よりも今回の経験を生かしながら対策をとって、できれば学校は年間を通じて、この時期がどうしても中学校としては一番やりたい時期だということで、ことしのところは協議はまとまっております。清塚議員の言われることについては、何もしなかったわけではなく、速やかに時期の変更については検討したというのが実情であります。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

了解いたしました。自分の思いの中では、東京オリンピックで暑さ対策というのが出ておりましたので、子供たちの環境を守る上では、そういうところも配慮しなければならないかなと思って質問させていただきました。また、今後についても熱中症対策、今回の改善点8点を、しっかり各学校に周知していただいて、子供たちが思い出に残る体育祭ができればなと感じております。

2点目に移らせていただきます。小中学生のスマートフォン等の保有実態とSNS等に対する子供や保護者の対策は、ということで質問をいたします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

この件についても私のほうから自席にて答弁をさせていただきます。小中学生のスマートフォン等の保有実態、SNS等の子供や保護者への対策についてご説明します。

まず、保有実態であります。市内のある中学校で平成29年にスマートフォンの所持率調査を行いました。所有していたのは、1年生が58.7%、2年生が83.5%、3年生が77.6%でありました。同じ学校で平成30年7月に情報端末機器——携帯電話、スマートフォン、iPod、iPad、ゲーム機、タブレット端末等の所有率の調査をしたところ、1年生が86.7%、2年生が89%、3年生が94.3%でありました。平成29年度と平成30年度とでは、聞き方が若干、違うわけではありますが、情報端末機を所持している生徒の割合は、年々増加しているものと考えております。

この調査をした中学校では、SNSの利用状況も調査しております。平成29年度は70%から93%が利用していると答えていたものが、平成30年度は31%から61%まで急減する結果でありました。しかも、学年が上がるにつれて大幅に減少しておりました。このことは重要なことであると思っておりますが、教師が保護者も含めて地道にSNSの危険性を指摘してきた成果が出ていると考えております。このように、今後は地道な指導が有効である、やっていかなければならないというふうに考えております。

それでは、小学校の状況についてお知らせします。市内のある小学校では、昨年の6年生、現中学1年生であります。6割から7割が情報端末機器を使っておりました。同じ学校の現4年生の約3分の1は、自分でインターネットに接続できる環境にあり、親のものを使えば約3分の2という高い率で、インターネットに接続が可能な状況で、危険な状況であるというふうに考えております。

調査した結果を、私のほうでやむなく「ある中学校」、「ある小学校」と答えざるを得ませんでした。教育委員会、教育長としての反省は、今後は全ての学校で調査し、統計を取り、対策をとってまいりたいというふうに思っております。

それでは、保護者の対策はどうかについてであります。何人もの方から同じような質問があります。塩川議員の答弁内容とほぼ同じでありますので、代表的な対策について2点、説明させていただきます。

今年度からであります、教育委員会は、保護者の自覚と責任を促すために、小学校入学前の就学時健診時に、保護者に向けたスマートフォン利用やその危険性について講話を行っております。これは毎年、行う予定であります。スマートフォン等の低年齢化という、とても危機的な状況でありますので、就学時から対応してまいりたいというふうに思っております。

それと、今年度、毎年度なのですけれども、長岡の少年サポートセンター——これは警察の機関であります——に講師をお願いして、子供と保護者向けにインターネットのトラブル防止教室を実施しております。こういう動きの中で、教育委員会が一番気をつけているのは、やはり参加しない保護者がいるのです。こういう保護者向けに、この講話や教室で行った内容について、お便りで全家庭に徹底して知らせていきたいというふうに思っています。それだけでも足りないのではあります、くまなく各家庭に入り込んでまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

SNSという問題は、私たち親の世代のほうがちょっと勉強不足なところが非常にあるのかなと思っております。かえってツイッター、ラインとか詳しいのは子供のほうが一歩進んでいるように思っております。SNS等の問題は、ほかの同僚議員の中でも答弁がありましたように、教育部署だけではなく、メーカー、国そして社会全体で取り組まなければならない問題だと思っております。

1点だけあります、教育委員会サイドとしては、こういうSNS等の対応における、たけた人というかがかなりいるのか、その辺だけちょっと教えていただければ安心できるかと思っております。

○議 長 教育長。

○教育長 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

教育関係者、特に学校には私みたいに67歳の人はいませんが、かなり高齢な方はいます。やはり高齢な方は不得意であります、教師の配置というかが、南魚沼市は良いのか悪いのか、若い教員が多いということで、ほかの方の答弁で話をさせてもらったとおり、若い先生方はやはり、たけております。そういうたけた先生方を活用しながら、学校でも問題解決に向かって対応してまいりたいというふうに考えております。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2 子どもたちの安全環境をどう守るか

結びにいたしますが、南雲教育長の張りのある声、議場の隅々まで響く声、そして優しい人柄がにじみ、常に教育長として一生懸命取り組んでいた答弁。私だけでなく同僚議員もそう感じていると思います。今回、南雲教育長の声を自分の心に刻み、私の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 18 番、議席番号 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 傍聴者の皆様、夕方お疲れのところを議場まで足を運んでくださいますと、本当にありがとうございます。議長より発言を許されましたので、これより従来型一問一答方式にて、大項目 2 点について質問いたします。

1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

まず、大項目 1 点目、ふるさとを誇りに思う教育の推進についてであります。令和元年度南魚沼市まちづくりアンケート調査結果を見ますと、「今後力を入れて取り組むべきこと」では、「総合的な人口減少対策の推進」が 39.2%で一番高くなっていますが、「子育て環境の充実」、「子ども・若者やその家族への支援の充実」、「学校教育の充実」、この項目の合計は 62.8%にも上り、子育て全般への要望が高くなっていることがわかります。

そして、定住意識の項目では、「南魚沼市に住み続けたいと思いますか」との問いには、「住み続けたい」が 54.0%で最も高くなっています。しかし、過去 3 回の調査と比較すると、「住み続けたい」が低くなる一方で、「将来は市外に移りたい」が高くなる傾向という残念な現状も見えてきました。

先日、11 月 22 日に開催された教育講演会「学びの手応えと自立の気概を未来につなぐ大館「ふるさとキャリア教育」」の山本多鶴子教育監のお話はとても興味深い内容でした。大館市教育委員会が就学前から大学まで、産業界、地域社会と一緒に未来、大館市民を育てる取り組みを実践した結果、子供たちの学力向上と自己肯定感の醸成につながり、非行補導件数は激減し、地元企業への就職率はアップしたという大変すばらしいお話でした。その中でも、学力トップを目指しているのではなく、子供の幸せを一番に考えていると話されたことが特に印象的でした。昨日の南雲教育長と同じ思いであります。

市長の公約である、若者が帰ってこられる、住み続けられるふるさとを実現するには、やはり教育に力を入れることが重要と考えます。南魚沼市後期教育基本計画～笑顔あふれる教育プランⅡ～の中の学校教育・幼児教育推進が大切な基礎になります。義務教育期に楽しい思い出が残らなければ、将来帰って来たいとは思えないでしょうから、ふるさとを誇りに思う教育を目指して、笑顔あふれる安全・安心で活気に満ちた学校づくりに全力で取り組んでいきたいと期待しています。市の将来を担う子供たちを守り、心身ともに健やかに育成することは家庭だけではできません。学校、家庭、地域が一丸となり、社会全体で取り組むべき重要課題と考え、6 点について伺います。

(1) 警察庁の統計によると、2018 年に会員交流サイト SNS を通じて犯罪被害にあった 18 歳未満の子供は 1,811 人とこのことで、ことしも小学 6 年生の誘拐事件が発生してしまいました。また、WHO 世界保健機関がゲーム障がい依存症と認定したことを受け、厚生労働省の補助事業として行った 10 歳から 29 歳の 5,096 人が回答した実態調査では、インターネットを利用したオンラインゲームのプレイ時間が 1 時間未満は、平日で 40.1%、休日は 25%で最多ですが、6 時間以上も平日で 2.8%、休日では 12%にも上り、腰痛や頭痛、睡眠障が

いなど体調不良や学業、仕事に悪影響が出ても続けたという、ゲーム時間と依存度の関連も明らかになりました。

海外では18歳未満に対し、夜間と早朝のゲーム禁止や、平日の使用時間を90分までとする規制措置をしている国もあるそうです。小学生でもスマートフォンを持つ時代ですので、健やかな体を育成する環境の整備が整うのか心配です。学校での対応と家庭への注意喚起はどのように行われているかを伺います。

(2) 食物アレルギーについてです。保育施設では職員がアナフィラキシーショックに対応するため、エピペンの使い方を講習しているほど食物アレルギーは、子供たちの命に直接かかわる大変重要な問題です。アレルギーのある子供が食べるだけでなく、アレルギーがない子が食べた手と接触するだけでもアレルギー反応が起きるので、食事後は全員がすぐに手洗いをし、テーブルも消毒するそうです。

また、食べるだけでなく、アレルギーとなる野菜の葉っぱに触れるだけでも、じんま疹が出る子もいるので、調理師だけでなく職員全員が細心の注意をしていると聞いています。県内他市では給食時の誤配食事故もあるようで、健康被害が心配されます。食物アレルギーのある小・中学生への対応手引きの運用状況と今後の課題を伺います。

(3) この計画では、全ての子供が学校に通うのが楽しいと思える学校づくりを今後の課題とされています。不登校の原因はさまざまですが、もしも、本人が行きたいのに行けないという状況があれば、子供も家族にとってもつらく苦しいことです。

ことし7月末現在の不登校は39件で、昨年度と同数ですが、相談件数は10月末現在で9件増えて18件になっています。新規相談も6件増えて21件になりました。学校や家庭での、早期に相談窓口につなぎ、子供の笑顔を取り戻そう、という真剣な対応が感じられます。第2次南魚沼市総合計画での不登校発生率の減少目標は、平成31年度で小学校0.3%以下、中学校2.5%以下となっています。実績と分析を伺います。

(4) 南魚沼市子ども・若者育成支援センターは、来年度、旧塩沢保育園へ移転することが決まりました。合併して、子ども・若者育成支援センターが市内1か所になり、スクールバスもなく、通いにくくなったという市民の声が以前からありました。今の二日町から塩沢地域になると、大和地域の市民にとって、さらに遠くなってしまい、利用しにくいのではないかと懸念されます。

この通称、子若センターは、義務教育期から39歳までの相談や支援を行っています。義務教育期の支援の中には、来所相談と家庭や学校へ出向く訪問相談があり、一人一人に丁寧に向き合い、信頼関係を築く、内容の濃い支援をしています。いじめや不登校、発達障がい等、さまざまな困難を抱える保護者にとって心強い相談場所であり、子供にとってもこのセンターとつながれば、孤独と孤立の軽減も期待できます。教育プランにあるセーフティーネットとしての相談体制の充実が重要です。

旧塩沢保育園は木造平屋で広々としたとてもいい建物ですが、距離の問題をカバーし、通いやすいメリットのある移転にできるのか。また、今まで以上に多くの人が利用するための

広報はどうするのかを伺います。

(5) 県教育委員会の発表によると、平成30年度の県内公立学校の教職員の長期病欠・休職者が、前年比44人増加の421人だったと新聞報道がありました。うつ病等の精神疾患が216人と半数以上で、学校現場の多忙化が背景の一つと見られています。笑顔あふれる教育とは、教職員も含め学校全体が元気でなければ達成できません。当市での実態と対策を伺います。

(6) 神戸市では教員間のいじめがあったという、信じられないような映像が報道されました。県内でも長岡市の小中学校、十日町市の中学校で、逮捕や書類送検という驚きの事件がありました。県教育委員会は、県内教職員の不祥事再発防止に向け、全県での緊急校長会議を実施したと新聞報道されました。教育プランの安全・安心で活気に満ちた学校づくりにもかかわります。当市ではどのような取り組みがあったかを伺います。壇上では以上といたします。

○議 長 田中せつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 田中議員のご質問に答えてまいりたいと思います。

1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

この件につきましては、全般、教育部に係ることでございますので、教育長のほうから答弁させますので、よろしくをお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

それでは、田中議員のふるさとを誇りに思う教育の推進についての6点の質問についてお答えしてまいりたいというふうに思っております。

1点目であります。SNSやゲームの学校対応と家庭への注意喚起はどのようにしているのか、についてお答えします。市内各中学校では、情報モラル生徒向け講座を学校や専門員を招いて、毎年実施しております。昨年度は敬和学園大学の戸信哉教授による法務省の人権啓発活動地方委託事業として、SNSの危険性についての講演会を市内全中学校と10の小学校で行いました。保護者には講座及び講演会の内容をお便りで伝えてあるところであります。

インターネットやSNSの利用は、想像以上に低年齢化が進行しております。深刻な状態であるというふうに考えております。今年度から子育て支援課と連携して、先ほども清塚議員に答弁したとおり、小学校入学前の就学時健診時に保護者に向けてスマートフォン利用、使用ルールを親子で話し合っ決めて、家庭に徹底することを目的に、その危険性について保護者啓発講話を行いました。これは今後も毎年行っていく予定であります。

スマートフォンやゲームのやり過ぎは、目や脳への影響があると言われております。若年性認知症や言語知能の低下、特に病気に認定されたゲーム依存症、スマホ老眼は深刻な問題であります。一自治体の教育委員会では対応不可能でありますので、ソフト会社業界への対

策強化、スクールカウンセラーやNPO法人などの相談体制の充実を、国を挙げて対策していく必要があると考えております。議員の皆さんを含め、社会全体の力で子供を守っていかなければならないというふうに考えております。

2点目であります。食物アレルギーへの対応手引き運用状況と、今後の課題についてご説明します。当市は取り組みが早く、県内でも一番でありました。意識が高い栄養士がいて、平成21年12月には既に南魚沼市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを策定しました。その後、国の通知に基づき、平成23年、平成25年に報告様式などの軽微な改訂を行ってまいりました。

直近では、平成27年に示された国の指針を受けてマニュアルを改訂しました。改訂のポイントです。改訂のポイントは、学校生活管理指導表の提出が義務づけられたことであります。医師がつくる学校生活管理指導表、いわゆる医師の診断書であります。これにより、栄養教諭を中心に学校や保護者と事前に安全確認を話し合った上で、給食を提供しているのが現状であります。

現在、食物アレルギー対象者は121名と多い状況です。おかげさまで今まで1回も不測の事態は発生しておりません。不測の事態が生じた場合は、かかりつけのお医者さんや保護者及び関係機関への連絡体制については、このマニュアルによって整っております。

しかし、であります。今までにアレルギー事前届けのなかった児童が、アレルギーと似た症状を発症した事例が3件ありました。今後の課題は、原因食材の多様化やアレルギーのある児童生徒が増加傾向にあるということから、より一層の慎重かつ丁寧な対応を行っていく必要があると考えております。これからも安全で安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。

3点目であります。不登校の削減目標について、その実績と分析は、についてお答えします。実態についてであります。昨年度の不登校発生率は、小学校で0.71%と、この10年で最も高い値となっております。中学校では3.9%と4年ぶりに4%を下回りました。いずれも総合計画で目標としている数値には達してはおりません。この10年間の推移を見ると、3年から4年サイクルで発生率は上昇と下降を繰り返しております。

全県的にも今までは各学校がなかなか教育委員会にその件数を報告するのが遠慮というか、隠してはいないのですけれども、そういう傾向であったのですが、我が教育委員会は隠さずに報告してくれということで、ここ数年やっていますので、我々としてはこの数値が上がる方がいいことではないのですが、悪いこととは取っておらず、やはり学校がきちんとした数値を捉えているのだなという捉え方をしております。

分析として、大きな要因として家庭環境を取り巻く状況が、厳しく複雑化していることだと思っております。子供たちが家庭で安らげる環境にないケースが増えております。また、幼少期からインターネットやゲームの依存症となり、昼夜逆転している子供たちが多くおります。学校での友だちや教員とのトラブルからの不登校もあります。

対応としてであります。未然防止が一番重要と考えております。学校では一人一人の悩み

を把握するため、定期的に相談活動を行っております。さらに、一人一人が活かされるように、自己有用感を高める活動を、学校並びに学級で行っております。道徳だとか国際理解教育がその科目としては挙げられております。

学校教育課は、教育相談担当指導主事とスクールソーシャルワーカーが支援策を考え、直接サポートに入り相談支援を行っております。また、子ども・若者育成支援センターでは、学校復帰への支援のために、相談活動や適応指導教室を行っており、成果を上げております。今後、困り感のある家庭への直接支援を行うために、子育て支援課や保健課などと連携した取り組みを行ってまいります。

次に、子ども・若者育成支援センターの移転のメリットと、利用者増に向けた広報であります。メリットとしての1点目は、現施設が建築から41年経過して老朽化しております。加えて平成27年度の耐震診断により、強度不足が明らかになっているため、移転することで利用者や職員の安全が確保できることでもあります。

2点目のメリットであります。市内の中心部に位置し、自家用車のみならず電車やバスなどの公共交通を利用でき、塩沢公民館の活用や総合支援学校との連携など、現施設よりも利便性が高いと考えております。ただ、田中議員の言われるように、大和地域の対応等については、訪問等で今後、丁寧な対応が必要であるというふうに考えております。

一番のメリットというか3点目をまず言います。現施設と同様に、幹線道路に近接しておらず、相談に踏み出そうと悩んでいる、人の目が気になる人にとって利点となっております。相談支援機関としてプライバシーの確保が図れることでもあります。

最後に4つ目の大きなメリットであります。現施設は3階建て施設で、ワンフロアの平屋建てになるということで、スタッフの連携が密に図れ、今まで以上にワンチーム体制が取れることでもあります。来年の秋、9月過ぎをめどに移転を進めております。広報につきましては、現在も子ども・若者育成支援センターの業務全般に関してなど、チラシを出している中に、それを活用し、来年度に入る前の今年度から移転時期、施設位置、施設内容等の情報を掲載してまいります。情報公開することにより、より多くの意見をいただき、さらに今まで以上に利用しやすいセンターを目指してまいります。

次に、昨年度、県内教職員の長期病欠・休職者が増加したが、当市の実態と対策についてお答えします。実態であります。当市も増加傾向にあります。平成30年度には1か月以上の療養休暇・休職を取得した教職員は、小学校で5名、中学校で3名でありました。今年度は11月末現在、小学校2名、中学校1名であります。病気に至る原因は一様ではなく、個々に違っております。一概に学校現場の多忙化にその原因を求めることはできませんが、教職員が心身ともに健康でゆとりをもって勤務できることが大切であり、その環境をつくるのが教育委員会の責務であるというふうに考えております。

対策として毎月開催している校長会の場で、各学校で教職員との対話を、校長先生、増やしてください、と一人一人の思いや願い、悩み等を十分に把握し適切な支援を行うこと。風通しのよい教員室をつくり上げ、教職員が一人で悩みを抱えないワンチーム体制の学校をつ

くってください、と校長先生にはお願いをしているところであります。

次に、県教育委員会の不祥事再発防止のための緊急校長会の実施、当市の取り組みであります。新潟県では、秋に緊急の校長会を3か所で開催しております。中越地区でも10月7日に長岡で開催され、当市でも毎月行われる校長会場の場を活用して、校長先生には丁寧にとにかく、その危機感を共有しております。

一番、教育長として危機感というか、私が至らなかったのは、たまたま今回2名の十日町市で逮捕された先生、長岡市で逮捕された校長先生については、我が南魚沼市に勤務した先生であります。ということは、私の教育長としての責務も責任があったのではないかとということで、校長会ではおわびをしているところでありますが、そういう状況の中、深刻な状況であるということは確かであります。

これからも学校の動きに合わせて、時期を捉えた指導を丁寧に繰り返し、学校訪問の機会を活用して教員一人一人の状況を適切に把握し、非違行為を発生させないように、注意深く見守ってまいりたいと思っています。また教育長が学校に来ている、また神出鬼没に来ていると言われても懲りずに、学校へは顔を出しておりますし、今後もそういうことが必要なのではないかというふうに思っております。

以上で、答弁は終わります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

大変多くて申しわけないのですが、まず1番については、今回、私を含め3人が重なった質問となっておりますので、今の答弁で十分にわかりました。ただ、関連して1点だけ伺いたいのですけれども、通学路の安全確保のほうで、安全という意味で1点伺います。

今回、誘拐された6年生は、自分で逃げ出して、雨の中を靴も履かずに歩き続けて、交番に駆け込んで保護されたのですけれども、去年は新潟市で小学生が下校途中に連れ去られ、殺害されるという大変悲惨な事件が起きてしまいました。県は下校途中の危険箇所の洗い出しを指示いたしまして、各学校が防犯カメラの必要箇所を報告していると思うのですけれども、その後、県のほうから防犯カメラの設置について、補助をしようとかというような動きがあるのか、どうなのか。その点だけ伺います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

その点について私のほうで把握しておりませんので、もし、把握しているようだと——学校教育課長のほうで答弁させていただきます。

○議 長 学校教育課長。

○学校教育課長 1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

その件につきましては、今年度であったかと思っておりますけれども、交付税に算定してくれるというような条件で、防犯カメラの設置について希望がありました——済みません、昨年度の補正予算です。申しわけありませんでした。1月を過ぎてからのお話であったかと思いま

す。残念ながら、私どもが取り組みたいと思える条件には遠く及びませんでしたので、これを断念したところであります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1 ふるさとを誇りに思う教育の推進について

この地域の安全については、区長会でも先般もたくさん出ていましたので、以前は県のほうの試験的な防犯カメラの設置の補助があったようなのですが、そのときには申請がなくて、その後こういった事件があって、その試験的な取り組みはもう終了したというようなことだったのです。今、ハードルが高いというようなことだったと思いますので、また県のほうにも要望を出していくということも必要かなというふうに思っております。

次に(2)番のアレルギーの件ですけれども、今、実績を伺って、121人いるということで、保育園でエピペンが必要なぐらいの子供がいるということは、いずれその子供たちは学校にも上がるわけですので、人数の多い中で決して事故のないようにしていくということ。本当に先生方は、大変な気配りだとは思いますが、間違いのないように子供たちの安全を守っていただきたいというふうに思います。上越市ではマニュアルを改訂するということですが、うちのほうも既に何回も改訂しているということですので、その辺についてもわかりました。

あと、(3)の不登校の件であります。上昇気味ということですが、不登校は本人にとっては自分を守る方法でもあります。ですので、イソップ物語の北風と太陽に例えられるようなことがあると思うのですが、やはり力づくではなくて、みずから喜んで登校できるような、一人一人に合わせた支援をしていただきたい。そして、決して数字だけを追うのではなく、丁寧な支援をしていただきたいということを1点、期待をしまして、次、4番に移ります。

この4番につきましても、今の施設が老朽化している。耐震補強も足りないということで、それが塩沢のあの場所というのは、周りもありますし、玄関が大きな通りのほうに向いていないという点でも、先ほどもおっしゃいましたようにプライバシーの確保ができるということでも、いいことはいいというふうに思います。一番心配していた大和地域ですが、その点も訪問のほうを充実していただけるというご答弁をいただきましたので、そこにつきましてもよくわかりました。

広報のほうは今年度から、もう変わりますよ、ということを広報していただくということです。ぜひ、ここの子ども・若者育成支援センターが、困っている人にとっては駆け込める場所になるといいなというふうに期待しております。

(5)番に移ります。先ほどの答弁では、学校現場の多忙化だけではないというお話でした。もちろん、当然そうだというふうに思います。ただ、ゆとりがないと。ほかの先生方に相談をしたいと思っても、みんなが忙しい。とにかくみんなが忙しく、ゆとりがないという、若い先生が多い中で、ベテランの先生に相談したいのだけれども、そういった時間もなかなか取れないというようなことが、悩みを抱える一因になっているかもしれませんので、そう

いった点も十分に配慮をしていただけたらというふうに期待しているところです。

(6) 番に移ります。今ほど初めて、逮捕や書類送検された先生方が、この市にも勤務されていたということは、とても残念なことであります。そういったことはプライバシーにもそれこそ関しますので、周りもなかなかわからないことだと思います。ただ、校長先生という立場も大変激務な業務であろうかと思っておりますので、そこも含めて、やはり悩みを抱えない、相談しあえるような体制が必要なのかな、というふうに思います。教育長のほうで、学校にちよくちよくと顔を出して様子を見ているということですので、そこについても期待をしまして、大項目1点目のほうは終了といたします。

2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

大項目2点目、学校の働き方改革と長時間労働是正についてであります。少子化による学校の統廃合やクラス数減少により、教職員数も減少している中で、大項目1点目でも多くの課題を挙げましたように、多様な業務内容がのしかかり、教職員の長時間労働は深刻な問題になっています。国では働き方改革として公立小中学校教員の時間外労働に上限ガイドライン、月45時間、年360時間を設けるとともに、1年単位の変形労働時間制を条例によって学校現場に導入できる教職員給与特別措置法改正案が可決され、県内でも下校時間や部活動等について検討がされています。しかし、根本的な解決策としては、教職員の増員と業務仕分による仕事量の削減が必要であると考えます。

昨年度の市内小中学校教職員449人の、5月から10月の勤務時間外で、在校している時間が60時間を超える教職員数を見ますと、8月が9人であるほかは、127人から218人とほぼ半数近い人が長時間勤務になっていることがわかります。集計を始めた平成29年6月から平成30年3月を見ても、8月が16人で、それ以外の月は125人から243人であり、何らかの対策をとらなくては、月45時間以内は大変難しい現状が伺えます。将来、自分の子供に勧められない過酷な職場になっているとも聞きます。

教職員の応募倍率も下がっており、特に市内出身の教職員が少なく、他市から通っている教職員は、通勤時間も長く、疲れ切っているという声も上がっています。教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、本来の業務に専念できるよう、早急な支援強化を望み、3点について伺います。

学習補助をするスクールサポートスタッフは、現在、塩沢小学校に1人しかいません。学級数の基準があるようですが、県内にも30人くらいしかいないため、他市でも増員を求める声が上がっています。スクールサポートスタッフが増員されれば、学習準備だけでなく、各種配布物のコピーやマークシート方式のアンケート集計など、教員の事務量削減が期待できます。市の予算で増員する考えがあるかを伺います。

○議 長 市長。

○市 長 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

このご質問につきましても教育に関することでありますので、教育長のほうから答弁をしてもらいます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

それでは、自席にて答弁をさせていただきます。学校の働き方改革の対応として、やはりこのスクールサポートスタッフの配置は、とても重要であるというふうに考えております。やっとならぬと県のほうが動き出して、先ほど言いましたように、県内に少人数であります。スクールサポートスタッフが配置され、当市では塩沢で1名ということになります。やはり、もっと数多くのスタッフを配置すべきと、私は県の教育長会議では、いつも物を申し上げておりますが、なかなかそういう状況ではありません。

それでは、市の予算で増員する考えはあるか、についてお答えしますが、私のほうで9月議会で、学童保育の指導員不足と関連して、教員の雑務を手伝ってくれるスタッフの配置を検討したいという答弁をしております。ということは、学童保育の指導員が勤める時間が短いということで、そういうのを解消する意味で2つの仕事を兼務することで解消できないかと、こういう案がということで積極的に検討したいという答弁をしたところであります。内部協議をし、それと県や国の姿勢を見た中で、やはり、あえて市がここに先んじて動くよりは、もう一度、県と国へ強い要望をしながら並行して対策も考えていくということが必要であるということで、当面、様子見をしております。

今ほど言ったように、教職員の多忙化の解消については、まずは県や国が行うべきということで考えておりますので、市がこの代替を配置することについては限界もありますので、先ほど言いましたように、今後、国や県へ強い要望をしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

わかりました。このスクールサポートスタッフは、国が県に配分していて全国で何人というふうに決まっています、その中で県にはまた何人ということ、クラス数の基準とかがあって当市は今のところ1人ということのようです。国のほうの動きとして、来年度はもう少し増員することを考えているのではないかなという声もあるのですけれども、そういった今後の見通しについては何か情報が入っているのかを伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

国のほうの動きは常に、甘い言葉と言っては変ですけども、そういう情報は入っております。一応、動きを確認しながら進んでおりますが、ご存じのように県の財政が厳しいということで、市長も文化財的なことでの答弁をしたように、なかなか予算が削られている状況でありますから、その辺の動きを見定めながら、やはり必要なものは必要ということで県に働きかけてまいりたいと。状況としては、厳しい状況ではあります。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

県の財政の影響が当市にどういうふうに影響してくるのかというところが、大変心配なところでありまして、先ほど来から申し上げているように、これからの将来のことを考えたとき、人口減少問題は県も力を入れなければならない重要な点であります。市ももちろんです。

新潟県の教育予算は全国で46位だという話もありまして、教育にお金をかけるというところが、先日の大館市の話を聞いていても、とてもうらやましいなというふうに感じてしまうところですが、県のほうも財政が厳しいとはいえ、やはり要求するものは要求して、子供に関すること、教育に関することは、本当に将来につながる重要なことですので、今後とも要望を続けていただきたいというふうに思います。

それで再質問としては、もう一点です。県はそういう状態ですが、県内でも他市では学校講演会の予算でアンケート集計を外部委託しているところもあるようで、教職員は異動がありますので、義務教育でありながら自治体ごとに大きな差があるということを、わかっていらっしゃると思います。地元出身の教職員が少ない中で、学校を魅力ある職場にすることは、今現在だけでなく将来にも影響いたします。地元の元教員の方々は、退職後も民生児童委員や土曜学習等、地域貢献してくださっている方々が本当にたくさんいらっしゃいます。

また、子ども・若者育成支援センターの職員は、教員資格を持つか、相談員の経験者というふうになっていまして、誰でもなれるというわけではありませんので、その点を考えましても、今後さまざまな場面で人材不足が広がるのではないかとこのふうにも心配されます。地元教職員の減少について、その深刻さをどのように捉えていらっしゃるのかを伺います。

○議長 長 教育長。

○教育長 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

昨日の答弁でもさせていただきましたように、やはり地元の教員が少ないということは、大館市に比較して私が答弁したとおりに、やはり教育水準の根本の部分が脆弱であるということでもあります。だから、南魚沼市としては、地元出身の教職員を一生懸命、一生懸命、育てながら、その基礎の部分をしっかりしていきたいと思っております。やはり、地元出身の教員が多く、新潟の教育委員会の考え方が変わって、極力出身地の近くに配置するという動き、この2つの動きをもってかなり田中議員の言われることについては、対応できるものというふうに考えております。

○議長 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

わかりました。では、次の(2)に移ります。給食費の徴収は市がやっていますが、滞納者への催促は各学校の教職員が行っていて、時間がかかることと、保護者の状況がわかるからこそ催促が難しい場合もあり、負担が増えています。徴収から督促まで市が一括で行うほうが効率的だと思いますが、検討をするかを伺います。

○議長 長 教育長。

○教育長 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

ご指摘のように、まさにそのとおりであるというふうに思っております。給食費の学校徴収金の督促等、やはり教育委員会でやるべきというふうに考えておりますし、ほかの自治体でもその動きになっております。国のほうもそういう動きは出ておりますので、期待したところではありますが、現状についてお話しさせていただきます。

給食費の徴収事務は、厚生労働省が多忙化解消策の一環として、自治体へ事務を移行するガイドラインが示されました。国からであります。移行準備としてコンピューターシステムの整備や人的体制の整備、そのための財源確保などがあり、そのためには財政部局との協議が必要となるなどの日程案まで国では詳細に記して指導をしております。しかしながら、肝心かなめとなる自治体への財政支援については、国は全く触れていないのであります。そういう状況の中で、先ほどのスクールサポートスタッフと同様、まずは我々は国のこの中途半端な動き、それから県の動きについて、今後よく見極めながら、きちんと要望活動をしてまいらなければならないというふうに思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

わかりました。国のほうのいろいろな動きはあるけれども、肝心の財政についての支援がないということでは——そういった状況の中であっても、やはり声を上げていかなければならないことではないかと思えます。

給食費滞納者への催促については、教頭先生が当たっておられるところが多いようなのですけれども、やはり保護者と教員というのは信頼関係を築かなければならない間柄ですので、それはわかるからこそ、やりにくいというところがあると思えます。ぜひ、国の流れに沿ってコンピューター導入なりをして、事務効率を上げていただきたいというふうに思います。

次の(3)に移ります。各学校では伝統的地域行事等に参加するため、事前準備や練習に多くの時間が割かれていて負担となっています。子供たちには多くの体験をしてほしいが、教職員の余裕がない状態です。個々の学校がそれぞれ行っている体験教育の中で、できることは窓口を教育委員会に一本化することで、ほかの学校の子供たちと一緒に交流したり、全員参加ではなく、子供の個性と関心に合わせて選ぶことも可能になります。例えば、未来の人財創出コンソーシアムを活用したり、愛・南魚沼みらい塾と連携して、都会からの親子と一緒に夏休みに自然体験をしたり、農／KNOW THE FUTUREと協力して農業体験をしたり、学校の負担を軽減しながら子供たちの体験教育を増やせる可能性も広がると思うが、見解を伺います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

田中議員の言われるとおりだと同感であります。本日、田中議員の質問、スクールサポートスタッフ、それから給食費の学校徴収金の対応、それから、体験学習の窓口、この3本柱については、教員の働き方改革の大きな要因であると教育委員会も考えております。

それで、この体験教育の窓口について詳細に答弁させていただきます。文部科学省は中学

校に5日間の職場体験を勧めております。その必要性和有効性は、十分認識されながらも、受け入れ企業との交渉や打ち合わせなど、教員負担が多いこと、授業時数に余裕がないことから、取り組みを拡大させることが難しい現状であります。ということは、忙しい先生方に負担させるのは忍びないと考えているのが、教育委員会の考え方です。

先日、ご講演をいただいた秋田県大館市の山本教育監の話では、教育委員会内に子どもハローワークというキャリア体験システムを立ち上げ、市内小中学校の窓口を教育委員会が一本化して体験教育を推進しております。体験教育で子供たちが地域の人たちとふれあい、本物体験を重ねる中で、自尊心の感情を高め、地域に貢献しようとする志が確実に育まれており、その結果として学力の向上、現高校3年生の地元就職希望率が70%を超えるという話を聞きまして、やはりそうなのだなということは確信させていただきました。

当市では、体験学習の窓口は個々の学校で行っており、少なからずというか、多く教員の負担になっております。体験教育の充実をさせるためには、窓口の一本化は必須条件であり、教員の負担軽減につながると考えております。ここ数年、教育委員会でもこの方向で検討を進めております。今後、大館市のシステムを参考にして、体制整備を検討、研究して、前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 2 学校の働き方改革と長時間労働是正について

前向きに検討を進めたいというご答弁をいただきました。

私が今回この議会、一般質問最終になりまして、初めてなのですが、小澤議長のほうから、くじの一番最後を引いていただきました。そして、教育長の答弁も最後となる。何かこう、ちょうどマッチしたのかなというふうに思っております。教育長がずっと情熱あふれる答弁をしてくださったことに、とても感謝し、そして、それが次の教育長にも引き継がれることを切に願って、一般質問を終わります。

○議 長 以上で、田中せつ子君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。次の本会議は、明後日、12月13日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後4時44分〕